

慶應義塾大学法科大学院



自ら考えることのできる法曹を育成するために



【塾長】
清家 篤 せいけ あつし

慶應義塾大学商学部教授、慶應義塾塾長。
1978年慶應義塾大学経済学部卒業。博士（商学）。慶應義塾大学商学部長などを経て、
2009年5月より現職。日本労務学会会長
などを兼務。専攻は労働経済学。

慶應義塾大学法科大学院は、科学的・実証的思考能力を備え、
法曹界、学界、政府などに大きく貢献しうる法律家の養成を目標としています。
私たちはいま、過去の延長線上でものごとを考えたり
問題を解決することの難しい、大きな構造変化の時代に生きています。
そこでは、創立者福澤諭吉の言った科学という意味での「実学」の精神に立脚して
「自分の頭で考える」力が必要とされます。
本学は、法実務や法研究の第一線で活躍する教授陣をそろえ、
研究・実務の最先端の知見に裏付けられた法律学を学ぶことのできる
最良の環境を整備しています。
そこは、一生の師と友を得て、人として大きく成長し、
より器の大きな専門家となるための学びの場です。
このような本学の特色を理解し、自ら考えることのできる法律家を志す
多くの皆さんに学んでいただけることを願っています。

福澤諭吉が掲げた「独立自尊」の精神のもと、常に時代の先導者を輩出してきた慶應義塾。
150年を越える、歴史と伝統を礎に、21世紀を担う優秀な人材を育成するために。
法科大学院の視線の先には、新たな国際社会が広がっています。

- 2017
- 2008
- 2004
- 2001
- 1990
- 1990
- 1981
- 1957
- 1944
- 1934
- 1929
- 1920
- 1917
- 1906
- 1899
- 1898
- 1890
- 1871
- 1868
- 1863
- 1862
- 1860
- 1858
- 1853

- 法務研究科にグローバル法務専攻を併設
創立150年 芝共立キャンパスに薬学部開設
- 法務研究科（法科大学院）開設
湘南藤沢キャンパスに看護医療学部開設
- ドイツ統一、東ドイツはドイツ連邦共和国に
湘南藤沢キャンパスに総合政策学部・環境情報学部開設
- 工学部を理工工学部に改組
- アポロ11号が月面着陸に成功
東京オリンピック開催
ソ連による人工衛星スプートニク1号打ち上げの成功
- 商学部の開設
湯川秀樹が日本人初のノーベル賞（物理学賞）を受賞
天皇人間宣言、日本国憲法公布
- 藤原工業大学から義塾工学部へ
第二次世界大戦勃発
- 日吉キャンパス開設
世界大恐慌勃発
- 文・経・法・医からなる総合大学へ
医学教育の充実
- 大学院設置
パナマ運河開通
サラエボ事件、第一次世界大戦勃発
- 私学初の海外留学生派遣
一貫教育の完成（文学科・普通学科・幼稚舎）
レントゲン（X線）、エックス線を発見
北里柴三郎がペスト菌を発見
- 大学部を発足（文学科・理財科・法律科）
ダイムラー（独）、自動車を発明
エジソン（米）、白熱電球を発明
ベル（米）、電話機を発明
- 三田に移転
スエズ運河開通
明治維新
- 慶應義塾と命名
英学塾に転向
- 福澤諭吉、欧州6カ国を巡遊
- 福澤諭吉、咸臨丸で渡米
日米修好通商条約締結
- 福澤諭吉、築地鉄砲洲に蘭学塾を創始
ペリー、浦賀灣に來航



築地鉄砲洲・慶應義塾発祥の地記念碑



開館当時の図書館（旧館）



1920年頃の三田キャンパス



CONTENTS

- 法務研究科委員長メッセージ 02
- 慶應義塾大学法科大学院の理念・実績 03
- カリキュラム・必修科目 04
 - VOICE 1年次の学び(憲法総合) 05
 - VOICE 2年次の学び(民法Ⅲ) 06
 - VOICE 3年次の学び(法曹倫理) 07
- カリキュラム・選択科目 08
 - VOICE 災害復興法学 09
 - VOICE Comparative Constitutional Law 10
- ワークショップ・プログラム 10
 - 企業法務ワークショップ・プログラム 10
 - VOICE 企業法務WP 11
 - 金融法務ワークショップ・プログラム 11
 - VOICE 金融法務BP・WP 12
 - 知的財産法務ワークショップ・プログラム 12
 - VOICE 知的財産法務WP 12
 - 涉外法務ワークショップ・プログラム 12
 - VOICE 涉外法務WP 13
- 多分野にわたるワークショップ・プログラム 13
 - VOICE 労働法WP 14
- フォーラム・プログラム 14
 - VOICE 起業と法FP 15
- 学生の一日 15
- 専任教員紹介 16
- 修了生紹介 20
- 実務家レポート [裁判官] [検察官] [弁護士] [企業法務] 22
- 三田法曹会 24
- 教育サポート 26
- 就職サポート 27
- エクスターンシップ 27
 - VOICE エクスターンシップ 28
- 国際交流 28
- LL.M. グローバル法務専攻 29
- 施設・設備 30
- 多様なコース展開 31
- 2018年4月(および2017年9月)入学選考について 32
- 奨学制度 32

新しい時代を切り拓く法曹を目指して。
慶應義塾大学法科大学院は、
21世紀における法化社会の先導者を養成します。



【法務研究科委員長】
片山 直也 かたやま なおや

2004年4月、「理論と実務の架橋」を理念に、法科大学院を中核とする新たな法曹養成システムが始動しました。この法科大学院の理念は、「実学」という慶應義塾の精神にまさしく合致したものです。その中において、塾法科大学院は、さらに「国際性、学際性、先端性」という3つのより高次の理念のもと、21世紀の法化社会に求められる幅広い人材の育成を目指してきました。すでに1700名を超える修了生が、司法試験に合格し、将来を嘱望される法曹として活躍しています。

慶應義塾の目的

時代の当事者として人格の高潔さや人間の大きさ、すなわち気品を備え、自ら実際に行動することができる社会の先導者を育てていく。創立者・福澤諭吉の思いは、「慶應義塾の目的」と呼ばれる一文に込められています。



写真提供：慶應義塾福澤研究センター



慶應義塾は単に「所の学塾として、自から甘んずるを得ず。其目的は我日本国中に於ける気品の泉源、智徳の模範たらんことを期し之を實際にしては居家・旭世、立国の本旨を明にして之を口に言ふのみならず、躬行実践 以て全社会の先導者たらんことを欲するものなり」

プロフェッショナルとしての法曹

塾法科大学院は、まずは、「プロフェッショナル」としての法曹の育成を目指します。プロフェッショナルに求められるものは「厳しさ」と「倫理」です。法曹は、まずは、ベーシックな能力（基本的な法的知識と法的思考能力）をしっかりと身につけ、「事実（紛争）」に真摯に向かい合わなければなりません。その上で「厳しさ」と「倫理」を通して、クライアントや法曹三者、ひいては国民の「信頼」を獲得することが必要です。これは法曹を目指す者の生涯に亘る課題ですが、塾法科大学院では、法律基本科目・法律実務基礎科目群において、重層的に、徹底してプリンシプルを指導します。

社会の先導者としての法曹

塾法科大学院は、さらに、21世紀の法化社会の先導者としての法曹の養成を目指しています。多様化し、激変する21世紀の社会において、我々が法曹として紛争に直面するとき、予め答えが与えられていることなど皆無であるといつてよいでしょう。そこで求められる法曹の能力とは、①社会の絶えず変化するニーズを的確に掴み取る力、次いで、②それらの諸々のニーズを法の理念（正義や公平）に照らして整理した上で、法を適用し、さらには立法上、法解釈上、法政策上の具体的な提言に結びつける力です。揺らぐことのない基本をしっかりと身につけた上で、「社会」

【独立自尊】

自立した人を、学問で育む

何者にも屈せず、誰にもおごらず、慣習や常識などにとらわれず、自分の良識と信念に基づいて考え行動する。同時に、他人もまた独立した個人として尊重する。福澤は、そのような「独立自尊」の人を育むことを学問の狙いとししました。それは彼が、「一身独立して一国独立す」と「学問のすゝめ」に記したように、人をつくれれば自ずと国も成熟していく、という考え方に通じています。

【自我作古】

前人未踏に、挑む意志

「自我作古」は「我より古を作す」と読み、前人未踏の新しい領域に挑み、目標に向かって前進し続ける志と使命感を表しています。日本の近代化において、いくつもの重要な事業をリードしてきた慶應義塾の先人たちは、身をもってこの精神を実践してきました。困難にくじけることなく、自ら先頭に立って未来へ、慶應義塾は、気概のあるチャレンジを愛し、支える学塾でもあります。

と「法」のダイナミズムを受け止める力が問われます。塾法科大学院の100を超える選択科目（基礎法学・隣接科目、展開・先端科目）群は、偶有性の時代への処方箋を提供することでしょう。

フォーラムとしての法科大学院

塾法科大学院の教員は皆、各界を代表する第一人者です。さらに、塾には「半学半教」という良き伝統があり、塾法科大学院においても、同じ志を持った先輩による後輩の指導が熱心に行われています。さらに、塾法科大学院で学ぶことの最大のメリットは、良きライバルでありかつ信頼し合える法曹としての仲間を得ることにあるといつても過言ではないでしょう。換言すれば、塾法科大学院は、精鋭が集う「フォーラム」（社中）です。

塾法科大学院は、この間の成果を引き継ぎ、さらに法曹継続教育、法曹職域拡大、グローバル化対応など、「フォーラムとしての法科大学院」として次のステップにチャレンジしたいと考えています。

2017年4月には、新たな「グローバル法務専攻」を併設し、本格的にグローバル法曹の養成をスタートしました。

塾法科大学院の目的は、「技」を学ぶことを通じて、「人」を磨くことにあります。塾法科大学院とともに、社会の先導者たらんと欲する高い志をもった諸君の入学を希望しています。

【半学半教】

学びつつ教え、教えつつ学ぶ

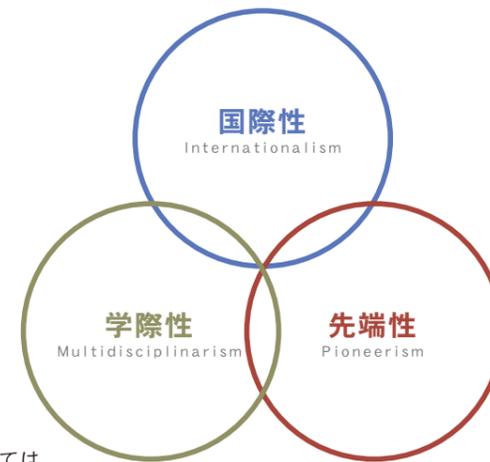
学ぶことは、教えることに通じる。そして、教えることは、学ぶことに通じる。慶應義塾では、学ぶ者と教える者を区別せず、教員と学生、先輩と後輩などの立場を越え、学び合い教え合いともに成長する「半学半教」の精神が大切にされています。それはまた、奥の深い学問にゴールはなく、社会をリードする立場になっても学び続けなくてはならない、というメッセージでもあります。

【社中協力】

人のつながりを、未来への力に

「社中」とは、学生・教職員・卒業生など、慶應義塾に関係する人たちの総称。目的を共有する者の集まりという意味が込められた「社中」の協力体制は、パブリックスクール（義塾）として150年以上にわたり成長を重ねてきた原動力です。その精神は、学びの志を経済面から支える奨学制度や、さまざまな分野が柔軟に連携する総合大学としての研究環境にも活かされています。

「国際性」「学際性」「先端性」。
慶應義塾大学法科大学院における教育の中心には、
3つの理念がしっかりと息づいています。



新時代の法曹にふさわしい「国際性」を

急速に進むグローバル化は、法的紛争および犯罪の国際化をもたらし、法曹の活動領域の国際化をもたらしました。そのため現代社会にあっては、渉外法務に携わる弁護士に限らず、あらゆる法律専門家に国際性が要求されます。これらの世界的情勢に鑑み、慶應義塾大学法科大学院は、国際的な視野の養成にも力を注ぎ、選択科目においては、アメリカ、ヨーロッパ、そしてアジア諸国等の法の基礎を学ぶ授業を充実させています。とくにアメリカ法に関しては、日本における実務経験ないし教育経験をもつ外国人専任教員を中心とする科目を設置しました。渉外実務にかかわる体験的学習をふまえ、国際的な視野に基づいて国境を超えた法律問題を解決することのできる能力を養成します。

「学際性」という視座を育む

めまぐるしく変化する現代社会においては、日々新たな法的諸問題が生じ、時代の変化に対応した視点からの解決が求められます。そこでは、既成の発想にとらわれることなく創造的な解決策を示し得る柔軟な法的思考力と、歴史的視点をふまえた「学際的」なプロセスが重要です。慶應義塾大学は10学部14研究科を擁する総合大学。150年もの長きにわたって、日本のリベラルアーツ教育を先導してきた歴史と伝統が、バランスのとれた歴史感覚の養成と、隣接学問の幅広い吸収、そして新たな国際交流の機会を提供します。

多彩な選択科目群で「先端性」を鍛える

選択科目の中核に置かれたワークショップ・プログラムでは、第一線で活躍する実務家教員の指導のもと、実務の体験的学習を含めて、各分野における法の機能の総合的な理解を深め、現実志向の学識とスキルを得ることができます。ワークショップ・プログラムとしては、企業法務、金融法務、渉外法務、知的財産法務の4分野をはじめ、多様な分野を展開しています。慶應義塾大学法科大学院は、修了者の多くが法曹としてこれらの分野において真に先導的な役割を果たすことを予定した教育課程を編成し、これらに関連する豊富な選択科目を配置するとともに、行政法、租税法、刑事法、医事法などの科目群についても、極めて先端的な内容を含む充実した科目編成を誇っています。

修了生の活躍

毎年度、数多くの修了生が、司法試験に合格し、
次世代を担う若手法曹として、様々な分野で活躍しています。

【司法試験最終合格者数・合格率】

	第1回 2006 年度	第2回 2007 年度	第3回 2008 年度	第4回 2009 年度	第5回 2010 年度	第6回 2011 年度	第7回 2012 年度	第8回 2013 年度	第9回 2014 年度	第10回 2015 年度	第11回 2016 年度	累計
最終合格者数	104名	173名	165名	147名	179名	164名	186名	201名	150名	158名	155名	1,782名
合格率	63.4%	63.8%	56.5%	46.4%	50.4%	48.0%	53.6%	56.8%	44.6%	45.5%	44.3%	76.1*%

*母数は受験者実数(新)司法試験を1回以上受験した者の数)

【修了生の任官先】

	第63期 2009年度	第64期 2010年度	第65期 2011年度	第66期 2012年度	第67期 2013年度	第68期 2014年度	第69期 2015年度
判事補任官 (全任官数)	8名 (102)	15名 (102)	13名 (92)	11名 (96)	16名 (101)	13名 (91)	10名 (78)
検事任官 (全任官数)	7名 (70)	9名 (71)	8名 (72)	7名 (82)	12名 (74)	9名 (76)	11名 (70)

インハウスで活躍する・グローバルに活躍する：<http://www.ls.keio.ac.jp/graduate-activity/>

LL7 (Leading Law School 7)



慶應義塾大学法科大学院は、他の6つの法科大学院(京都大学 神戸大学 中央大学 東京大学 一橋大学 早稲田大学の法科大学院)とともに先導的法科大学院懇談会(LL7)を構成し、トップスクールの魅力を発信しています。

先導的法科大学院懇談会：<http://ll7.jp/>

ジェネラリストとして一流でなければ、
真のスペシャリストにはなれない。

司法試験に合格し、その後の法曹としての歩みを支える基盤となる基本的な法的知識や法的思考能力を身につけるために、必修科目は極めて重要なものであり、法科大学院教育の支柱となるものです。実践的な知識や技能、先端的な専門性もまた、未来の法曹に欠かせない資質ですが、それらは堅牢な基礎力の上であってはじめて実りあるものとなります。言い換えれば、真のスペシャリストは、その前に必ず優れたジェネラリストであるということです。このジェネラリストとしての資質を養うのが、「法律基本科目」と「法律実務基礎科目」から編成される必修科目群です。

[必修科目カリキュラム一覧]

	単位数	1年次		2年次		3年次	
		春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期
小計	69	15	15	10	8	13	8
必修科目 法律基本科目(必修)	公法系	憲法Ⅰ(3) 憲法Ⅱ(2)		憲法総合(2)	行政法(2)	行政法総合(2)	公法総合Ⅰ(1) 公法総合Ⅱ(1)
	民事系	民法Ⅰ(総論・契約法)(4) 民法Ⅱ(財産法)(2) 民法Ⅲ(民事責任法)(1) 民法Ⅳ(担保法)(2) 民法Ⅴ(家族法)(1)	会社法(3) 民事手続法Ⅰ(2) 民事手続法Ⅱ(2)	民法総合Ⅰ(2) 民事手続法総合(2) *民事手続法Ⅰ(2)・Ⅱ(2)	民法総合Ⅱ(2) 商法総合Ⅰ(2)	商法総合Ⅱ(2) 民事法総合Ⅰ(2)	民事法総合Ⅱ(2)
	刑事系	刑法Ⅰ(2) 刑法Ⅱ(3) 刑事訴訟法(3)		刑法総合(2)	刑事訴訟法総合(2)	刑事法総合Ⅰ(2)	刑事法総合Ⅱ(1)
	法律実務基礎科目(必修)	要件事実論(2)				法曹倫理(2) 刑事実務基礎(3)	民事実務基礎(3)

*4科目入試

疑問点を解消し、
確実な基礎力を身につける。

司法試験において重要視されると考えられ、法曹としても必須の法律知識および法的思考能力を養う法律基本科目。この基本科目について、正確な知識と理解を得ることは極めて重要です。そこで、慶應義塾大学法科大学院では、法律基本科目についても、各自が疑問点を解消し、確実な基礎力を身につけることができるよう十分な体制を整えています。また、進級に際して厳しい進級要件を設定し、単なる司法試験の合格レベルを超えた、高度な法律的素養を育成することが目標です。

法律的な基礎力と応用力を磨くために、
独自のオリジナル教材を開発。

法律基本科目では、法曹としての理論的思考と実務的感性をバランスよく培うために、授業担当教員との綿密な打ち合わせの上で授業を行います。どの科目も各担当教員が熱意をもって教材開発に取り組んでいますが、他分野の専門家、実務家も交えて検討を重ねたオリジナルな教材を用意する科目も多数あります。慶應義塾大学法科大学院の教材は、ジェネラリストの礎である必修科目の高度な素養の構築を目指すとともに、他分野や実務科目への発展性も強く意識したものとなっています。

標準型1年次

法学未修者が履修する標準型1年次のカリキュラムにおいては、法律基本科目につき集中的な基礎教育を行います。50名程度のクラスで講義形式の授業を基本としつつ、到達度に応じて、個別指導を行い、「グループ別学習支援ゼミ」を実施し、講義形式の授業を補完します。「グループ別学習

支援ゼミ」は、任意参加の補習ゼミですが、授業を踏まえて、双方向(教員と院生間)および多方向(院生相互間)での質疑応答やディスカッションによる基礎的知識の定着化、基本的な法的思考能力の涵養、さらに法律文書作成指導等を行います。



VOICE 憲法総合
抽象度が高く敬遠されがちな憲法と
実社会との接点を見出す力が身につきます。

大森 里紗
おおもり りさ
2010年 東京大学
経済学部 卒業
法学未修者コース

2年次の授業では、これまでに修得した基礎的な法律知識をより深化させつつ、実社会においてそれを応用できるようにする法的思考能力を研鑽することが目指されています。法律の学習は、一人だと単に知識を詰め込む作業になりますが、双方向の質疑応答を中心とした講義を通して、実践的な問題解決能力を徐々に身につけていくことができます。憲法総合の講義では、基本知識を確認しつつ

判例を分析することを通して、具体的・現実的な問題を解決するために憲法法理を応用する力の修得を目指します。この講義を通して、抽象度が高く敬遠されがちな憲法と実社会との接点を自ら見出す力を身につけることができます。慶應義塾では、互いに教えあい学びあう「半学半教」の精神が根付いており、学生同士の勉強会のみならず、先輩による後輩の指導も盛んで、先生方も質問に熱心に答えてくださいます。常に互いを高めあう仲間をつくることもできるのも、慶應ルースクールの魅力です。

法律基本科目(公法系・民事系・刑事系)

学生の自主的な学習を前提に、実務との架橋を強く意識した双方向および多方向のインテンシブな少人数教育を実施。これにより能動的・創造的能力としての法的思考能力を鍛錬します。まず、法学未修者が履修する標準型1年次のカリキュラムにおいては、学生が入学前に教養科目に関する

科目群	2017年度授業科目名	担当教員名
公法系	憲法Ⅰ	横大道聡
	憲法Ⅱ	山本龍彦
	憲法総合	駒村圭吾* 柴田憲司* 横大道聡
	行政法	磯部哲 橋本博之 渡井理佳子
	行政法総合	青木淳一* 磯部哲 久保茂樹* 渡井理佳子
	公法総合Ⅰ	小山剛* 山本龍彦 山元一 横大道聡
公法総合Ⅱ	青木淳一* 磯部哲 橋本博之	
民事系	民法Ⅰ(総論・契約法)	鹿野菜穂子
	民法Ⅰ*(未修チャレンジコース)	北居功
	民法Ⅱ(財産法)	武川幸嗣*
	民法Ⅲ(民事責任法)	平野裕之
	民法Ⅳ(担保法)	片山直也
	民法Ⅴ(家族法)	犬伏由子*
	民法総合Ⅰ	片山直也 北居功 平野裕之 松尾弘 中西正治*
	民法総合Ⅱ	秋山知文* 春日通良 片山直也 北居功 齋藤隆 鹿野菜穂子 枋尾安紀* 野崎晃* 平野裕之 松尾弘
	会社法	久保田安彦
	商法総合Ⅰ	岡伸浩 久保田安彦 澤田和也 菅原貴与志 高田晴仁

標準型2年次

標準型2年次では、「総合」科目を中心とする法律基本科目を履修し、基礎的知識を深化させ、応用的な法的思考能力を磨きます。「総合」科目は、40名程度のクラスで、事例問題等の課題を院生が十分に予習していることを前提として、双方向および多方向での質疑応答を中心とした演習形式で

幅広い学習を行ってきたことを前提に、公法系・民事系・刑事系につき集中的な基礎教育が行われます。さらに、法学既修者も加わって履修する標準型2年次のカリキュラムからは、基礎的学識をさらに深化させ、応用的な法的思考能力を身につけるための少人数の演習科目を展開していきます。

科目群	2017年度授業科目名	担当教員名
民事系	商法総合Ⅱ	岡野谷知広 久保田安彦 澤田和也 高田晴仁 矢嶋雅子
	民事手続法Ⅰ	中島弘雅
	民事手続法Ⅰ(4科目入試)	島田真琴 芳賀雅顯 福井琢
	民事手続法Ⅱ	中島弘雅
	民事手続法Ⅱ(4科目入試)	岡伸浩 岡野谷知広 芳賀雅顯
	民事手続法総合	中島弘雅 芳賀雅顯 三上威彦 三木浩一
	民事法総合Ⅰ	春日通良 西岡清一郎 齋藤隆 福井琢 鈴木一夫 深沢岳久* 鈴木謙吾* 枋尾安紀* 大西雄太* 宮田義晃*
	民事法総合Ⅱ	西岡清一郎 齋藤隆 岡野谷知広 福井琢 岡伸浩 木村和也* 小林彩子* 森岡誠* 惠木大輔* 苅安高明*
	刑法Ⅰ	鈴木左斗志
	刑法Ⅰ*(未修チャレンジコース)	和田俊憲
刑法Ⅱ	伊東研祐	
刑事系	刑法総合	伊東研祐 小池信太郎 和田俊憲
	刑事訴訟法	笹倉宏紀
	刑事訴訟法総合	笹倉宏紀 佐藤隆之 津田敬三 原田國男 山崎学*
	刑事法総合Ⅰ	佐藤隆之 佐藤拓磨* 鈴木朋子 津田敬三 原田國男 山崎学*
	刑事法総合Ⅱ	鈴木朋子 津田敬三 原田國男

◆印は非常勤講師です。 *印は慶應義塾大学の専任教員です。
*秋スタートの未修チャレンジコース
シラバス(講義要綱)の詳細は<https://gslbs.adst.keio.ac.jp/>をご覧ください。

行われます。また、要件事実論やエクスターンシップなどの法律実務基礎科目の履修も始まります。さらに、ワークショップ・プログラムをはじめとする多彩かつ豊富な選択科目(展開・先端科目、基礎法学・隣接科目)によって、国際性、学際性、先端性を備えた法律家としての学識を涵養します。



VOICE 民法Ⅲ
ソクラテス・メソッドの授業で
自分の位置が明確になる意義を感じます。

齋藤 友佳子
さいとう ゆかこ
2015年 慶應義塾大学
法学部 卒業
法学未修者コース

ロースクールの授業とは、メリハリのついた講義を通じてより深く学ぶ必要のあるところについて確認し、より進んだ勉強をする場といえます。民事責任法の授業では、講義に加えてソクラテス・メソッドが採用されているので、毎回示された授業の範囲を自分で予習した上で授業に参加する必要があります。授業の進行に合わせて先生が学生を一人ずつ指名して質問をしていくというソクラテス・メソッドは、クラス全体の緊張感が

保たれることに加え、自分が予習・復習をする上での目標やモチベーションになります。つまり、先生がいつ、どのような内容について質問をされるかわからないという状況下で、自分の理解している内容について素早く簡潔に、自分の言葉で答える必要があります。そのためには、基礎的な内容をしっかりと理解し、身につけていなければなりません。そこで、このようなソクラテス・メソッドを通じて、学習をしていく上での自分の位置が明確になり、その先の学習にもつながるという意義があると思います。

法律実務基礎科目

標準型2年次から履修する法律実務基礎科目においては、従来の司法修習(前期)が担っていた教育内容のうち、要件事実論の基本的な枠組みの把握や、事実認定論の基礎の修習をその目的としています。さらに、標準型3年次においては民事および刑事訴訟の手続きに沿った実務演習(模擬

裁判等を含む)を行い、それぞれの立場の法律家がどのような役割を担って活動しているかを具体的に理解するとともに、実務家としての基礎的な技術を習得していきます。

2017年度授業科目名	担当教員名
要件事実論	春日通良 田中豊 西岡清一郎
民事実務基礎	岡野谷知広 春日通良 片山健◆ 河合秀樹◆ 齋藤隆 島田真琴 鈴木一夫 中西正治◆ 西岡清一郎 矢嶋雅子

2017年度授業科目名	担当教員名
刑事実務基礎	伊藤ゆう子◆ 菅弘一 鈴木朋子 高畑満◆ 津田敬三 原田國男 本郷亮 山崎学◆ 山田徹◆ 渡辺潤◆
法曹倫理	秋野卓生◆ 秋山知文◆ 岡伸浩 小川佳子◆ 野々山哲郎◆

◆印は非常勤講師です。
シラバス(講義要綱)の詳細は <https://gslbs.adst.keio.ac.jp/> をご覧ください。

実務家教員の方々の魅力

ここでは、本法科大学院の最大の魅力の1つである実務家教員の先生方について紹介させていただきます。大勢の優秀な実務家教員の先生方にお教えいただいておりますが、ここでは、紙幅の都合上、本法科大学院の特長である最高裁判所とのつながりの強さという点に絞って紹介させていただきます。

まずは、最高裁判事の先生方ですが、現在第三小法廷に所属されている岡部喜代子判事はかつて本法科大学院で研究者教員として教鞭を執られており、法科大学院からの初めての最高裁判事です。また、私の入学(2011年度)以降に教鞭を執られた最高裁長官・判事経験者だけでも、金谷利廣・島田仁郎・竹崎博允・堀籠幸男(五十音順)各先生がいらっしゃいます。私個人は、第16代長官島田仁郎先生および第17代長官竹崎博允先生に近い形で教えを受けることができました。それについて具体的に述べることはできませんが、直接お話を伺わなければ知ることのできなかったことばかりです。ここで強調しておきたいのは、このような経験は他では得難いであろうということです。法律家であれば

最高裁判例を避けることは不可能ですから、最高裁長官に直接質問できる機会は貴重な糧となりました。

次いで、最高裁調査官をお務めになられた先生ですが、増井和男先生、篠原勝美先生、田中豊先生、春日通良先生など大勢いらっしゃいます。最高裁調査官の手になる調査官解説と呼ばれる文献は判例を勉強する際の必読文献です。中でも私が非常にお世話になっているのは、原田國男先生で、原田先生は裁判官の立場から量刑を研究された第一人者としても著名です。原田先生の担当される量刑論の講義は日本の量刑論の最先端といっても過言ではありません。

この短いコラムでは実務家教員の魅力を余すことなく伝えることは到底できませんが、どのような方の教えを仰ぐことができるのかという視点が皆様につけ加わったのなら幸いです。そして、こういった方々の、法律家としてだけでなく人格者としての素晴らしさも、ぜひ本法科大学院に感じていただきたいと思っています。

(法務研究科助教 荒木泰貴)
(作成時:2017年3月1日現在)

標準型3年次

標準型3年次では、法科大学院教育の総仕上げとして、「公法総合」、「民法法総合」、「刑事法総合」といった各法分野を統合した「総合」科目を履修します。分析(analysis)と総合(synthesis)を繰り返すことによって、それぞれの法分野についての法的知識を総合し、さらに法的思考能力を陶冶します。また、法律実務基礎科目の履修が本格化します。法曹倫理および模擬

法廷を活用した民事・刑事それぞれの訴訟手続の流れに沿った実務演習が実施されます。さらに、2年次に引き続き、ワークショップ・プログラムをはじめとする展開・先端科目を履修することによって、各人の専門性により一層の磨きをかけます。



VOICE 法曹倫理
法曹が生涯向き合っていかなければならない課題。法曹としての在り方の指針をつくる授業です。

鶉飼 奈美
うかい なみ
2014年 明治大学
法学部 卒業
法学未修者コース

「法曹倫理」は必修科目の中でも、唯一直接司法試験受験科目には直結しない科目です。しかしながら、たとえ司法試験に合格し、法曹になれたとしても、法曹倫理を心得ていなければ、一般国民、クライアントからの信頼は得られませんし、懲戒処分を受け、最悪の場合法曹資格を剥奪されることにもなりかねません。

講義では、実務で直面する法曹としての倫理観が問われる個別事案を検討し、適切に対処する

力を身につけることが求められます。弁護士法や弁護士職務基本規程などを手掛かりに考えることとなりますが、検討する個別事案は、時に非常に悩ましい判断を求められるものです。その際には、法曹として数々の経験を積んで来られた先生方が、自己の経験を通じ適切な対処法を教えてください。

法曹倫理は、法曹が生涯向き合っていかなければならない重要な課題。その意味では、この講義は実務に直結した科目であり、自分の法曹としての在り方の指針となると思います。

法曹としての可能性を広げるために。専門性を高める多彩な選択科目が用意されています。

〔選択科目カリキュラム一覧〕

選択科目	合計	単位数	修了までに31単位以上を修得すること。			
	法律基本科目(選択)	5以内	※1 法律基本科目(選択)が修了要件として認められるのは5単位以内。 ※2 法律実務基礎科目(選択)は0単位で修了することも可能。 ※3 基礎法学・隣接科目4単位以上を必ず含めること。(ただし、基礎法学から4単位、隣接科目からは0単位という修得の仕方や、その逆も可能) ※4 展開・先端科目12単位以上を必ず含めること。	1年次 6まで	2年次 18まで	3年次 23まで
	法律実務基礎科目(選択)					
	基礎法学・隣接科目	4以上				
展開・先端科目 ベシック・プログラム(BP) ワークショップ・プログラム(WP) フォーラム・プログラム(FP)	12以上					
選択科目 履修上限単位数						

基礎法学・隣接科目

基礎法学科目では単なる法的知識だけでなく、法の理念、法の歴史、法と人間、そして法と社会のかかわりなどを学びます。また、隣接科目においては

政治学や行政学、経済学など法と隣接する学問を幅広く修得。人間と社会に対する洞察力に裏付けられた学識・能力を深めることを可能にします。

科目群	2017年度授業科目名	担当教員名
基礎法学	法哲学	大屋雄裕*
	法史学(近代日本法史)	岩谷十郎*
	法史学(西洋法史)	屋敷二郎◆
	法社会学	佐藤岩夫◆
	司法制度論	青木孝之◆ 春日通良 橋本博之 三上威彦 安富潔◆
	法と経済学	加賀見一彰◆
	立法政策学	川崎政司◆
	法交渉学	大西楠・テア◆
	開発法学	松尾弘

科目群	2017年度授業科目名	担当教員名
隣接	政治学	河野武司*
	行政学	大山耕輔◆
	経済学	小澤太郎*
	金融論	辻村和佑*
	会計学	深井忠*
	簿記論	中村文彦◆
	経営学	牛島辰男*
	新事業創造体験 (経営管理研究科併設)	若山泰親◆
	グローバル環境政策特論 (政策・メディア研究科併設)	蟹江憲史*

◆印は非常勤講師です。 *印は慶應義塾大学の専任教員です。
シラバス(講義要綱)の詳細は <https://gslbs.adst.keio.ac.jp/> をご覧ください。

展開・先端科目

ワークショップ・プログラムを中心に、8つの領域(公法系、民事系、刑事系、社会法系、国際系、学際系、外国法基礎系、グローバル系)で多彩な専門科目を展開。各分野の専門的な知識を深めるとともに、実践的な技能を体得

することで、将来における専門分野を開発する機会を創出します。その他アド・ホックに最新の法律問題を取り上げる、テーマ演習やテーマ研究、リサーチペーパーやエクスターンシップも単位化されています。

科目群	2017年度授業科目名	担当教員名
公法系	地方自治法	幸田雅治◆
	租税法Ⅰ	佐藤英明
	租税法Ⅱ	佐藤英明
	租税法Ⅲ	佐藤英明
	租税法総合	佐藤英明
民事系	行政事件訴訟実務	佐藤貴夫◆
	要件事実論総合Ⅰ	田中豊
	要件事実論総合Ⅱ	田中豊
	知的財産法Ⅰ	小泉直樹

科目群	2017年度授業科目名	担当教員名
民事系	知的財産法Ⅱ	奥邨弘司 小泉直樹
	知的財産法Ⅱ	五十嵐敦◆
	知的財産法Ⅲ	小泉直樹
	知的財産法Ⅲ	宮川美津子◆
	知的財産法総合	小泉直樹
	倒産法Ⅰ	中島弘雅
	倒産法Ⅱ	三上威彦
	倒産法総合	中島弘雅
	民事執行・保全法	齋藤隆

科目群	2017年度授業科目名	担当教員名
民事系	民事執行・保全法実務	岡伸浩 西岡清一郎 島田真琴
	消費者法Ⅰ	鹿野菜穂子
	現代契約実務	金井高志◆
	金融法	奥国範◆
	保険法	宮島司◆ 李鳴◆
	金融商品取引法	服部秀一◆
	信託法	小野祐司◆

◆印は非常勤講師です。
シラバス(講義要綱)の詳細は <https://gslbs.adst.keio.ac.jp/> をご覧ください。

科目群	2017年度授業科目名	担当教員名
民事系	商事信託法	田中和明♦
	企業金融法	池袋真実
	企業会計法	原口昌之♦
	裁判外紛争解決	三木浩一
	家事事件実務	鈴木一夫
	金融法実務	尾崎達夫♦
刑事系	登記実務	鈴木龍介♦
	刑事政策	太田達也*
	法医学	大野唯吉♦
	青少年と法	後藤弘子♦
	経済刑法	伊東研祐 和田俊憲
	労働法 I	森戸英幸 2クラス
社会法系	労働法 II	森戸英幸 2クラス
	労働法 III	両角道代 2クラス
	労働法総合	両角道代
	経済法基礎	石岡克俊
	経済法基礎	江口公典
	経済法総合	石岡克俊
経済法総合	江口公典	
規制産業法	石岡克俊	
社会保障法	中益陽子♦	
労働法実務	中井智子♦	
経済法実務	宇都宮秀樹♦	
経済法実務	品川武♦	
国際法基礎	青木節子	
国際法総合 I	小山佳枝♦	
国際法総合 II	臼杵知史♦	
国際私法 I	北澤安紀*	

科目群	2017年度授業科目名	担当教員名
国際系	国際私法 II	北澤安紀*
	国際商取引法	山手正史
	国際関係法(私法系)総合 I	増田晋
	国際関係法(私法系)総合 II	増田晋
	国際資本市場法	Edmister,Bradley♦ 山本雅道♦
	国際環境法	臼杵知史♦
学際系	国際租税法	Musahl, Hans-Peter♦ 山田雄介♦
	国際刑事法	城祐一郎♦
	国際経済法	東史彦♦
	国際人権法	北村泰三♦
	国際民事訴訟法	芳賀雅顕
	国際紛争解決	井上治♦
外国法基礎系	環境法 I	小島恵♦ 佐藤泉♦
	環境法 II	小島恵♦ 佐藤泉♦
	情報法	曾我部真裕♦
	ジェンダーと法	後藤弘子♦
	医事法 I	古川俊治
	医事法 II	古川俊治
サイバー法	藤原宏高♦	
災害復興法学	岡本正♦	
スポーツと法	高松政裕♦	
アートと法	島田真琴	
数理法務 I	草野耕一	
数理法務 II	草野耕一	
フランス法(公法) I	金塚彩乃♦	
フランス法(私法) II	金山直樹	
ドイツ法 I	江口公典	
ドイツ法 II	小池信太郎	

科目群	2017年度授業科目名	担当教員名
外国法基礎系	イギリス法	島田真琴
	イタリア法	東史彦♦
	中国法	近藤丸人♦
	EU法 II (EUビジネス法)	庄司克宏
	アジア法	今泉慎也♦ 知花いづみ♦
	大陸法特別講義 I (大陸法財団寄附講座)	金山直樹 (コーディネーター)
グローバル系	1 Japanese Law and Asian Law in Global Practical Perspective	
	[LL.M./J.D. 併設]	
	Law, Culture and Development in Asia	松尾弘
	Introduction to Asian Law from Japanese Perspective	今泉慎也♦
	Japanese Law (State and Citizen)	笹倉宏紀 Bansal,Vipasha♦ 山元一 和田俊憲
	Japanese Law (Economy and Social Structure)	金山直樹 田岡絵理子♦ 早川真一郎♦
	Japanese Law (Legal History and Transformation)	Foote, Daniel♦
	Japanese Law (Contemporary Issues)	Shannon Itoyama♦ 六車明
	2 Global Business and Law	
	[LL.M./J.D. 併設]	
	International Commercial Transactions	Johnson,Edward♦ Litt,David
	Government Relations and Law	Litt,David
Cross-Border Litigation	増田晋	
Securities Regulations and Finance Transactions in Japan	増田晋	
Bankruptcy Laws	上野元♦	
Law, Finance and Taxation of Corporate Acquisitions	草野耕一 谷川達也♦ 錦織康高♦	

♦印は非常勤講師です。
*印は慶應義塾大学の専任教員です。
シラバス(講義要綱)の詳細は
<https://gslbs.adst.keio.ac.jp/>をご覧ください。

科目群	2017年度授業科目名	担当教員名
グローバル系	European Integration and Global Business Law	東史彦♦ 市川芳治♦ 佐藤真紀♦ 庄司克宏 宮下紘♦
	Corporate Governance and Risk Management	名取勝也♦ Litt,David
	International Commercial Arbitration	小原淳見♦ Bree Farrugia♦ 増田晋
	Japanese Competition Law	山田 弘♦
	Business Strategy and Contract	Sutter,Andrew♦
	3 Global Security and Law	
[LL.M./J.D. 併設]		
Environmental Law and Litigation in Japan	Shannon Itoyama♦ 六車明	
Environmental Law and Disaster	Shannon Itoyama♦ 六車明	
Introduction to Space Law	青木節子	
Multinational Corporations and Law	Trehearne,Ariel	
Legal Theory of Globalization	Xifaras,Mikhail♦	
Globalization and International Human Rights in Japan	江島晶子♦ Bansal,Vipasha♦ 山元一	
Globalization and International Criminal Law	Osten,Philipp*	
4 Innovations and Intellectual Property Law		
[LL.M./J.D. 併設]		
Intellectual Property from a Global Perspective	君嶋祐子* 竹中俊子	
Global Intellectual Property Management	竹中俊子	
Transnational Intellectual Property Enforcement	竹中俊子	
International IP Licensing Agreements	早川真人♦ Beraha,Stuart♦	
5 Area Studies		
[LL.M./J.D. 併設]		
Area Studies of Law (South East Asia)	松尾弘	

科目群	2017年度授業科目名	担当教員名
グローバル系	Area Studies of Law (China)	韓世遠♦
	Area Studies of Law (Korea)	Seong,Seunghyeon♦
	Area Studies of Law (Singapore)	Low,Gary♦
	Area Studies of Law (EU)	庄司克宏
	6 Comparative Law	
	[LL.M./J.D. 併設]	
Introduction to American Law	Monroe-Sheridan,Aaron Litt,David	
Comparative Constitutional Law	Litt,David	
Comparative Contract Law	金山直樹 三枝健治♦ Litt,David	
Comparative Corporate Law	Monroe-Sheridan,Aaron Litt,David	
Comparative Corporate Finance and Law	Collins,Simon♦ Pires,Karl♦ Marcks,Eric♦	
7 Current Legal Issues		
[LL.M./J.D. 併設]		
Seminar (International Security Law)	青木節子	
Seminar (Frontier of the Cyberspace Law)	松井茂記♦	
Seminar (Japan's Trade Law and Policy)	宮武雅子♦ 渡井理佳子	
Seminar (Legal Issues in China, India and ASEAN)	琴浦諒♦ 前田敦利♦ 森脇章♦	
8 Legal Research and Writing		
[LL.M./J.D. 併設]		
Presenting Japanese Law	Monroe-Sheridan,Aaron	
Graduate Writing Seminar	竹中俊子 Monroe-Sheridan,Aaron	
[LL.M.生のみ]		
Research Paper I Research Paper II	青木節子 金山直樹 草野耕一 松尾弘 山元一 Litt,David 六車明 渡井理佳子 和田俊憲	
Research Paper I	庄司克宏 島田真琴 増田晋 笹倉宏紀	

科目群	2017年度授業科目名	担当教員名
グローバル系	9 Practical Training	
	[J.D.は法律実務基礎科目(選択)に分類、LL.M./J.D.併設]	
	Negotiation	島田真琴 宮武雅子♦
	Arbitration	島田真琴 宮武雅子♦ 山辺哲識♦
	[LL.M./J.D. 併設]	
	Drafting International Agreements	大原慶子♦ Sasaki, John Y♦
Drafting and Negotiation of M&A and JV Transactions	Hansen,Nels♦	
Moot Court I	青木節子/ Trehearne,Ariel	
Moot Court II	青木節子/ Trehearne,Ariel	
[LL.M.生のみ]		
Internship	青木節子 島田真琴 Monroe-Sheridan,Aaron	

ベーシック・プログラム ワークショップ・プログラム	担当教員、講義の概要についてはP.10~P.13参照
フォーラム・プログラム	担当教員、講義の概要については P.14参照
テーマ演習 テーマ研究	専任教員紹介(P.16~P.19)の担当科目を参照
リサーチペーパー 上級リサーチペーパー I・II	専任教員紹介(P.16~P.19)の担当科目を参照

■ 法律基本科目/選択

法律基本選択科目 I・II 法律基本科目 テーマ演習・テーマ研究	専任教員紹介 (P.16~P.19)の担当科目を参照
--	----------------------------

■ 法律実務基礎科目/選択

法律文書作成(基礎)	田中豊
エクスターンシップ (法律事務所、官庁・企業等、海外)	青木節子 岡仲浩 岡野谷知広 奥邨弘司 菅弘一 福井琢 松尾弘 三木浩一 矢嶋雅子

♦印は非常勤講師です。
*印は慶應義塾大学の専任教員です。
シラバス(講義要綱)の詳細は
<https://gslbs.adst.keio.ac.jp/>をご覧ください。



VOICE 災害復興法学
災害を乗り越え、未来を切り拓くための知恵を伝承する立法政策の授業です。

道徳 栄理香
どうとく えりか
2015年 慶應義塾大学
法学部 卒業
法学既修者コース

災害復興法学は、東日本大震災における生活再建支援、被災地域の災害復旧・復興支援の各場面における、現行法制度の適切な適用、現行法の課題などを明らかにし、災害復興の実務のニーズに即応できる事例解決能力、政策立案能力等の修得を目的とする授業です。被災地での実際の法律相談に基づいた事例について、弁護士としてとるべき対応、当該事例を教訓とした法政策の提言について具体的に検討します。

法律家は、既存の法解釈の中でアドバイスをしなければなりません。しかし、巨大災害を前に、既存の法律の枠組みでは望ましい解決を導くことができない場合が多々あります。そこで、法律実務と理論構築のプロフェッショナルとして、政策提言をすることが法律家の務めとなります。授業を通して、講師の岡本正弁護士をはじめ多くの法律家の方々が、被災者が災害を乗り越え、未来を切り拓くことができるよう、法律を動かしていったことを知り、法律家が秘める大きな可能性を実感しています。



VOICE Comparative Constitutional Law
様々な国の憲法の理念や特徴を議論。違いが学べ知的好奇心が刺激されます。

フェルナンデス 中島 マリサ
ふえるなんです なかじま まりさ
2015年 慶應義塾大学
法学部 卒業
法学既修者コース

英語で行われるこの授業は、海外のロースクールの留学生も受講しており、様々な国の憲法の理念や特徴について学び、議論する点に特徴があります。先生が提供する国内外の判例や教材、留学生との議論を通じて、同じ信教や表現の自由であってもその保障の程度や運用が国によって異なることを学び、授業の度に知的好奇心が刺激されました。また、私は日本の憲法しか学んだことがない

ので、日本の憲法や憲法判例をしっかりと理解しないことには授業の議論に貢献できないと思い、憲法をより深く勉強するモチベーションを上げることができました。教材や議論を通じて法律英語を学ぶこともこの授業の魅力です。法律英語と日常・ビジネス英語は別物です。国際化した現在では、将来的に外国の弁護士と関わる機会や、弁護士として留学する機会があると考えられます。法律英語が必要となる、そういった機会のために早いうちから備えることができました。

ワークショップ・プログラム

ワークショップ・プログラム(WP)で「企業法務」、「金融法務」、「知的財産法務」、「渉外法務」など最先端の法律実務を学ぶ。



慶應義塾大学法科大学院のカリキュラム、すなわち基本的な法律知識を徹底的に身につける必修科目群と、多彩な広がりや専門的な深みを兼ね備えた選択科目群の頂点に位置づけられるのが、「ワークショップ・プログラム(WP)」です。そこには「理論と実務の架橋」という法科大学院の構想と、「国際性、

学際性、先端性」という慶應義塾大学法科大学院の教育理念とが集約されています。WPは、ただ単に高い専門性を有しているというだけでなく、総合的な法的思考力を備えた法律専門家の育成を教育目標とし、それを具現化したものなのです。

ワークショップ・プログラム(WP)の特長

- 複数の主要な実務分野ごとに横断的に組み上げたプログラムです。従来型の、縦割りの法学教育体系を横に貫いて、総合化を目指します。
- 個別の法分野ごとに修得された知識を、各実務分野における具体的な問題解決に際してどのように活用するのかを体験的に学習します。
- 国際的かつ先端的な分野で活躍されているスペシャリストをゲストスピーカーとして招聘し、担当教員とともに、双方向・多方向的に活発な議論を行います。

中核をなす4つのワークショップ・プログラム(WP)

このワークショップの中核をなすのが、「企業法務」、「金融法務」、「知的財産法務」、「渉外法務」です。これら4分野の第一線で活躍している実務家教員と、各分野で先端研究を行っている研究者教員の指導のもと、日々生起する最先端の法律問題に対峙し、必修科目や選択科目で培ってきた基本的な知識と法的思考能力を総動員して、新たな紛争を解決し、新たな法を創造できる、ワンランク上の総合的な能力を身につけた真の意味でのスペシャリストの育成が目指されます。

多彩なワークショップ・プログラム(WP)の展開

グローバル化した21世紀の社会はめまぐるしく変化しています。我々は、社会の新たな需要を先取りし、それに応えていくことが、慶應義塾大学法科大学院の使命だと考えます。そこで、ワークショップ・プログラムも常に挑戦をし続けています。中核である4分野において新しいテーマを扱うWPを増設している他、それ以外の分野においても、環境法務WP、EU戦略法務WP、国際刑事法WP、経済法WP、労働法WP、消費者法WP、現代取引法WP、倒産法WPなど新たなワークショップ・プログラムを開発しています。

企業法務 ワークショップ・プログラム

企業法務に関する基本的な知識をベースに、コーポレートガバナンス、企業再編、事業提携など、企業法務に関する主要な実務を体験的に学習します。

ファイナンス取引に関する法律問題を様々なケースから考察し、企業が関わる高度に専門化された金融法を体系的に学習します。

金融法務 ワークショップ・プログラム

2017年度授業科目名	担当教員名	講義の概要
企業法務 ベーシック・プログラム	江口公典 久保田安彦 澤田和也 菅原貴与志 高田晴仁 福井琢 矢嶋雅子	架空のストーリーを扱ったケースブックに基づいて、株式会社の設立、取引先との契約、業務の拡大、上場、リストラ、内紛、企業再編などを経て会社が倒産するまでの過程を追い、会社法および経済法の問題を中心として、民法、民事訴訟法、労働法、倒産法、国際取引法など、企業法務において頻りに取り扱う法領域について学修し、企業法務の基本的な知識と理解を得ることを目的とする。
企業法務 ワークショップ・プログラム (コーポレートガバナンス)	江口公典 澤田和也 高田晴仁 福井琢 矢嶋雅子	企業法務の領域のうち、主として特に重要な業務範囲であるコーポレートガバナンス(企業統治)について、具体的な設例に基づいて、会社法・経済法・金融商品取引法などの実務に関する総合演習を行い、企業法務を取り扱うための基本的な知識と検討方法を身につける。
企業法務 ワークショップ・プログラム (ファイナンス・M&A)	江口公典 久保田安彦 尾本太郎・石井絵梨子・	企業法務の領域のうち、主にコーポレートファイナンス(企業金融)およびM&A(企業買収・再編)に係わる諸問題について、具体的な設例に基づいて演習形式で検討する。両分野を取り扱うための基本的な知識と検討方法を身につけることを到達目標とする。

◆印は非常勤講師です。 シラバス(講義要綱)の詳細は <https://gslbs.adst.keio.ac.jp/> をご覧ください。

2017年度授業科目名	担当教員名	講義の概要
金融法務 ベーシック・プログラム	池袋真実	本科目においては、「証券化」「流動化」といわれる新しい金融手法を取り扱う。取引によっては仕組みが複雑なものもあるが、そのような取引も、民法、会社法、倒産法、金融商品取引法等の基礎的法律を基に構築されている。基礎科目で習得した事項が実際の金融取引でどのように生かされているかを体感し、実務的思考を深めることを目標とする。
金融法務 ワークショップ・プログラム	池袋真実	金融法務BPに引き続き、「証券化」「流動化」といわれる取引の検討を続ける。金融法務BPでの学習を踏まえて、各種取引の特徴を知り、実務的な理解を深めることを目標とする。
金融法務 ワークショップ・プログラム (M&Aの法とファイナンス)	草野耕一 谷川達也・ 錦織康高・	本科目はコーポレート・ローヤーにとって必須の業務分野であるM&Aに関する理論と実務の基礎を習得させることを目的とするものである。
金融法務 ワークショップ・プログラム	奥国範・	金融法務のうち与信取引に関する領域の事例を素材としつつ、民事法領域全般に対する理解を深める。民法の債権譲渡法や担保物権法などを中心とした実体法に対する正確な理解と、民事執行法や民事保全法あるいは倒産諸法等の手法との立体的な交錯を知ることで、民事法全体を立体的に把握して応用する能力を高める。契約条項作成、法律相談ロールプレイング、全員ディスカッションなど、多彩な教育方法を試みる。

◆印は非常勤講師です。 シラバス(講義要綱)の詳細は <https://gslbs.adst.keio.ac.jp/> をご覧ください。

VOICE 企業法務 WP

深まる論点の理解、深まる自己の将来像。



神谷 紀来里
かみや きらり
2016年 中央大学
法学部 卒業
法学既修者コース

授業は、企業の経済活動から生じうる問題について、いかに法的に予防、解決できるか、具体的な事案を用いて検討します。授業では、担当者による発表や訴訟上の主張・反論等についてのディスカッションがあり、学生及び先生方と双方向の議論をします。
本授業の魅力は、金融商品取引法、証券取引所規則、独占禁止法等の関連法律・規則やガイドラインも検討するため、事案の本質を調査、分析する中で会社法上の論点の理解を深化できる点

です。また、実務家および学者の先生方から、法的アドバイスの仕方や主張の優劣等の整理の仕方を指導していただける点です。加えて、ゲストスピーカーによる講演もあり、日々の自習とは離れて、企業法務の実情や改正会社法成立の裏事情等も伺えます。
本授業を受講することで、会社法上の論点と実務運用との関連性を実感でき、将来弁護士資格を持って、自らがどのようにして企業法務に携わることができるか、将来像を考える契機となります。

VOICE 金融法務 BP・WP

新しい金融手法「証券化」を題材に 法律知識の実務的な使用法を学べます。



内山 茂彬
うちやま しげあき
2016年 一橋大学
法学部 卒業
法学既修者コース

金融法務BP・WPの授業では、「証券化」取引といわれる新しい金融手法を題材として基本的な法律知識の実務的な使用法を学ぶことができます。「証券化」取引の内容は高度なものです。証券化取引も民法、会社法、倒産法等の基本的な法律を基に構築されています。
この授業では、「証券化」取引を基本的な法律知識から考察し、金融取引の場でどのように活用されているかを学ぶことで、普段学んでいる知識

の実践的な活用方法や、実務家になった後に要求される思考力を養うことができます。
また、法律事務所への訪問やその所属弁護士の方々のお話を伺う機会を設けてくださり、金融法務に限らず、様々な分野についてのお話を伺うことができ、将来の選択肢の幅を広げることができます。
本講義は、実務家に要求される能力を養い、将来の選択肢の幅を広げることができる点で、法科大学院の講義として貴重なものだと感じています。

特許・著作権侵害訴訟、エンタテインメント法分野の契約実務に関する
最先端の実例演習を通して、知的財産法務に必要とされる応用力を養成します。

多分野にわたるワークショップ・プログラム(WP)においては、「国際性・学際性・
先端性」の理念に基づき、多彩な分野で活躍する法曹の養成をめざします。

2017年度授業科目名	担当教員名	講義の概要
知的財産法務 ワークショップ・プログラム	大野聖二・奥邨弘司 小泉直樹	事例演習形式で行う。事例の選択に当たっては、特許法・著作権法の近時の実務上の問題点を取り入れる。事例分析を中心に行うのは、到達目標が答えを出すことや、単なる知識の修得ではなく、知的財産法における事案分析力・事案解決力・表現力・ディスカッション力の修得を目的とするためである。
知的財産法務 ワークショップ・プログラム (エンタテインメント法)	小泉直樹 柴野相雄*	映画、レコード、ゲーム等エンタテインメント分野において生ずる契約法および著作権法上の諸問題について、事例演習形式で学習する。

◆印は非常勤講師です。 シラバス(講義要綱)の詳細は <https://gslbs.adst.keio.ac.jp/> をご覧ください。

VOICE 知的財産法務 WP



知財訴訟に必要とされる法的思考能力・
専門的知識を修得できます。

北島 聖也
きたじま せいや
2015年 中央大学
法学部 卒業
法学既修者コース

知的財産法務 WPは、事例分析を通じて、実務で求められる分析力・解決力・表現力・ディスカッション力の修得を目的とする授業です。知的財産法分野における先例のない問題の解決には、基礎知識や判例の深い理解を前提に、それらを応用する能力を必要とします。先生からの質問に対する回答や、担当課題の発表を通じて、未知の問題に対する法的思考能力を徹底的に鍛えることができます。

また、本 WP の受講によって、知財訴訟に携わる上で必要な専門的知識を修得することができます。例えば、特許ならクレーム解釈のノウハウ、著作権なら創作性認定のコツなどを、第一人者である弁護士の先生から惜しみなくご教授いただくことができます。特に、事例を用いた模擬裁判は、実際の事件を題材にするものであり、実務の一端に触れられる貴重な機会です。

本 WP で修得した知識・能力は、将来実務家として取り組む際に、大きな支えになるものと確信しています。

豊富な国際法務経験を持つ実務家との議論により、
国際的に通用する実践的で戦略的な思考能力を養います。

2017年度授業科目名	担当教員名	講義の概要
渉外法務 ベーシック・プログラム	内田晴康* 増田晋	国際取引の法的規範を提供する契約、国内法及び私法条約等の国際法を理解した後、渉外法的法律関係を実現させる司法制度を検討する。具体的には、国際英文契約の査読、各国独禁法による国際的規制、私法条約の理解、米国訴訟手続の基礎知識の習得等を、実例に基づく質疑応答等を通して実務的思考能力を養成することを旨とする。
渉外法務 ワークショップ・プログラム	内田晴康* 増田晋	主として渉外法務 BP の受講者を念頭に置いて(ただし、条件ではない)、代表的な取引類型である国際合併、国際 M&A、国際金融、及び、国際ライセンス等に含まれる法律問題を理論的に分析し、また、実務的な解決方法も学ぶことにより戦略的な思考方法や交渉力を養成する。

◆印は非常勤講師です。 シラバス(講義要綱)の詳細は <https://gslbs.adst.keio.ac.jp/> をご覧ください。

VOICE 渉外法務 WP



What are you waiting for?

井深 大
いぶか だい
2016年 慶應義塾大学
法学部 卒業
法学既修者コース

渉外法務という文字面を見て“the 英語”という不安を抱く人も多いと思うが、心配ご無用。もちろん英文契約書を読み解く作業も行うのだが、リーガルな単語は独特であり最初から全てを理解できることなど求められておらず、その都度血肉にしていけばよい。私も先生のご指導の甲斐もあって、どの条項がどの辺りに規定されているかという勘や、いかなる内容が記載されているかを解く感覚が身につけられた。

また、授業では国際合併、M&A、金融等を議論

も交えて検討し、企業法務の知識が修得できるのはもちろん、さらに一般企業の法務部への訪問という経験も得られ、企業法務のイメージがグッと具体化した。提供される多様なアプローチを通じ、一口に企業法務といってもどの分野を、そしていかなるスタンスで全うしたいのかを真剣に考えさせられ、仕事に限らず自分自身がどんな人間かを再認識することもできた。

「日々の授業で楽しみなのはこれだ」と自信を持って言える、慶應義塾らしさが溢れる授業であった。

2017年度授業科目名	担当教員名	講義の概要
現代取引法 ワークショップ・プログラム	井上葵* 萩澤達彦*	実体法理論的視点、訴訟法理論的視点、そして実務的視点を交えながら、仲裁法を学ぶ。受講生は、積極的に議論に参加することにより、仲裁の紛争解決制度としてのイメージを具体的に掴むことができるようになるはずである。
経済法 ベーシック・プログラム	石岡克俊 江口公典 福井琢	独占禁止法を中心とする経済法について基本的な知識を有している受講生を対象に、実務と理論の両面について総合的な学習の機会を提供して、受講生をより深い知見の段階へ導くことが目的であり、主要な論点について具体的な問題解決能力を養成することを目標とする。
経済法 ワークショップ・プログラム	石岡克俊 江口公典 福井琢	独占禁止法を中心とする経済法について基本的な知識を有している受講生を対象に、実務と理論の両面について総合的な学習の機会を提供して、受講生をより広く、深い知見の段階へ導く。応用的な論点について高度な問題解決能力の段階に到達すること、さらには問題発見(設定)能力の段階に達することを目標とする。
倒産法 ワークショップ・プログラム	岡伸浩 三上威彦	倒産法のうち清算型倒産手続における破産手続と再建型倒産手続における民事再生手続を取り上げ、申立代理人や破産管財人、監督委員の職務等を実務上・判例上問題となったケースをもとに学習する。ゲストスピーカーによる講演を実施し、倒産法分野ですでに学習した理論をもとに実務の運用を理解し、理論と実務の架橋を目的とする。
労働法 ベーシック・プログラム	森戸英幸 両角道代	本プログラムは、択一問題等を利用して労働法の知識や理解の定着を図るとともに、事例問題の検討を通して労働法の知識を活用し、法的な問題解決能力を養うものである。授業においては、受講者の積極的な参加が求められる。
労働法 ワークショップ・プログラム	浅井隆* 両角道代	労働法分野の履修における理論と実務の架橋を図ることを目的とし、特に、労働紛争の予防と解決に重点を置く。本授業により、取り扱われる各事項についての実践的な知識を習得するとともに、そこで生ずる法的問題点やその対応策について把握する。
消費者法 ワークショップ・プログラム	鹿野菜穂子 村千鶴子*	消費者法の基本的な知識と解釈を踏まえて、具体的な消費者被害の解決の際にはどのように事件処理を進めるか、事例や資料などを利用して取り組む力を身につけることを目的とする。
環境法務 ワークショップ・プログラム	滝口直樹*	本授業では、環境問題に対して、立法を中心として、司法、行政、国際社会がどのように対処してきたかについて科学的・社会的背景を踏まえ概観し、環境法の発展過程とその特質について理解することを目指す。本科目は、行政実務の従事者・経験者により授業を行うものであり、法律の解釈のみならず、その背景、政策形成過程、法制度の実施過程を含めて検討を行う。今年度は、気候変動国内対策、除染/中間貯蔵施設整備、自然公園制度の3テーマについて環境省担当者を招いて講義いただく予定である。
EU戦略法務 ワークショップ・プログラム	東史彦* 市川芳治* 佐藤真紀* 庄司克宏 宮下紘*	This course focuses upon European Commission's regulatory methods, in the areas of competition policy and data protection in the context of the the Single Market as a case study, in order to discuss how companies can respond strategically to EU regulations, even before their enactment.
国際刑事法 ワークショップ・プログラム	Osten, Philipp* 後藤啓介*	刑事法の国際化に対応できる法曹として必要な知見を獲得するため、国際刑法の理論と実務について、幅広い検討を行い、刑事実体法、刑事手続法および裁判制度を含む刑事法からのアプローチと、国際法的なアプローチを行う。本年度は、国際刑事裁判所(ICC)の近時の裁判例を中心に、ICC規程25条、28条および65条などに焦点を当てる予定である。

◆印は非常勤講師です。 *印は慶應義塾大学の専任教員です。 シラバス(講義要綱)の詳細は <https://gslbs.adst.keio.ac.jp/> をご覧ください。

VOICE 労働法 WP



理論的にも実務的にもハイレベルの授業で
労働紛争解決のスペシャリストを目指す。

癸生川 徹郎
きぶかわ てつろう
2015年 中央大学
法学部 卒業
法学既修者コース

労働法 WP の大きな特徴は、労働法専門の研究者教員と弁護士である実務家教員がペアになって講義を行うことです。研究者教員の授業では、労働紛争の予防と解決についての理論を学びます。労働紛争には当事者間の力関係の不均衡、迅速な紛争解決の必要性など、一般的な民事事件とは異なる特殊事情があります。それらを踏まえたうえで、通常民事訴訟、労働委員会、労働審判制度などの多様な

制度について理解を深め、どのような場合にどの制度を用いるべきなのかを考えます。

実務家教員の授業では、実際の事案を教材として、有効な紛争解決手段を探究していきます。事実から浮かび上がった依頼人や相手方の事情を十分斟酌した上で、教員と学生による議論を通じ、単なる法律論にとどまらず、紛争解決の実効性をより高める方策を探ります。

理論的にも実務的にもレベルの高いこの講義によって、労働紛争の最前線で役立つスキルを身につけられたように感じています。

フォーラム・プログラム(FP)においては、官庁・地方公共団体や企業、国際機関や法整備支援など、新たな活動領域において活躍できる「第4の法曹」の養成をめざします。

21世紀の新たな法化社会において、法曹に求められている役割は、司法すなわち訴訟による紛争解決の担い手としての、狭義の法曹三者のそれにとどまらず、法曹をはじめとする法律家(広義の法曹)の活動領域は、様々な分野に拡大しつつあります。

官庁・地方公共団体や企業などで、いわゆるインハウス・ローヤー(組織内弁護士やリーガルスタッフ)として活躍する法曹有資格者・修了生が増えてきています。官庁・地方公共団体では、行政主体の予防法務のみならず、法律専門家として積極的に政策形成への関与が求められています。企業では、契約書の作成、トラブル対応・コンプライアンスなどの企業法務のみならず、顧問弁護士とは異なり、法的素養を身に

つけたビジネス・パーソンとして、組織内の各部署の調整を進めて、最終的な意思決定につなげることが期待されています。

ビジネス界では、近時、新規事業・新たなビジネスモデルの創設における「起業」の重要性に鑑み、経営および法務の両面から起業家(アントレプレナー)の良きカウンセラーとして起業を支援することができる法律家の育成が課題とされています。

グローバル・フィールドにおいても、国連等の国際機関や法整備支援などでグローバル・ローヤーとして活躍することのできる法律専門家が求められています。

法務研究科は、「国際性、学際性、先端性」の理念に基づき、「公共政策法務FP」、「企業内

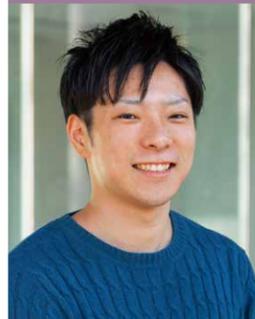
リーガルセッションFP」、「起業と法FP」、「国際法務FP」、「法整備支援FP」の5つのフォーラム・プログラム(FP)を開設し、担当教員がコーディネーターとなって、各分野でパイオニア的に活躍している法律家をゲストスピーカーとして招聘し、上記ニーズに応えることができる「新たなタイプの法曹(第4の法曹)」の養成を目指します。

なお国際法務FPおよび法整備支援FPに関しては、履修した学生のうち希望者若干名を、選考の上、休み期間中に、「エクスターンシップ(海外)」として、国連等の国際機関やアジア諸国での法整備支援活動へ派遣します。

2017年度授業科目名	担当教員名	講義の概要
公共政策法務フォーラム・プログラム	大島義則・櫻井敬子	政府・民間を問わず、法律専門家が政策的観点から果たすべき社会的機能を「公共政策法務」と呼び、その可能性を探求する。法曹有資格者がその法的知見を基盤として現代社会で活躍するために何が必要か、豊富な経験をもつ担当教員と、最先端で活躍するゲストスピーカーにより、実践的な教育が展開される。
企業内リーガルセッションフォーラム・プログラム	奥邨弘司	企業における法務部門の活動を、実務的・体系的に学ぶことを目的とする。授業を通じて、法務部門は、ビジネスをサポートし、かつ、企業を守るという、重要な役割を担っていることを理解してもらいたい。企業からゲスト講師を招いて、事例を踏まえた解説も行ってもらう予定(参考:2015年度は計7回合計13名)。
起業と法フォーラム・プログラム	梅林啓・草野耕一	我が国経済の発展を妨げている要因の一つに「起業の難しさ」が挙げられる。その原因はさまざまであろうが、起業家の良き「カウンセラー」たり得る法律家の絶対数が不足していることも原因の一つであろう。このような現状を踏まえて、本科目は、起業を支援し、以て経済社会の負担に耐え得るコーポレート・ローヤーを育成することを目的とするものである。具体的には、起業家が会社を運営していくにあたり直面する会社法上の諸問題と起業後間もない会社に生じがちな様々な「不祥事」への対処方法について、事例問題を用いながら問題の発見・分析・解決能力の陶冶に努める。
国際法務フォーラム・プログラム	青木節子	今後重要となる法曹の任務に、国連その他の政府間機関や国際的な非政府団体で、国境を超える課題解決に尽力することが挙げられるであろう。国際機関の現場での法曹の仕事、国際会議文書の読み方や提案書の書き方を、特に、宇宙、原子力、貿易管理等の分野を中心に学習する。講義は日本語と英語で行う。
法整備支援フォーラム・プログラム	松尾弘	法整備支援の主体と対象地域からその実態にアプローチし、ゲストとの対話も交えて、様々な実践例の成功と失敗、成果と課題を検討する。それが支援国と相手国の開発戦略や開発政策にどう関係しているか、グローバル・ガバナンスの観点から法整備支援の意義をどうみるか、自分なりの法世界観を養うことを目指している。

◆印は非常勤講師です。 シラバス(講義要綱)の詳細は<https://gslbs.adst.keio.ac.jp/>をご覧ください。

VOICE 起業と法 FP



ただの法律家で終わらない。起業家の良きカウンセラーたり得るために。

中山 雄太
なかやま ゆうた
2015年 明治大学
法学部 卒業
法学既修者コース

取締役の善管注意義務と経営判断原則を知らない司法試験受験生はいないと思いますが、『著しく不合理』であることの立証方法についてはあまりイメージが湧かないと思います。本授業では、ファイナンス理論(ミクロ経済学)を用いて経営者の善管注意義務の内容を明らかにしていきます。また、起業家にとって良き「カウンセラー」たり得るために必要な企業経営の基礎的教養を修得できます。

さらに、粉飾決算や製品偽装といった不祥事を防止するための企業体制整備や不祥事への対処に必要な「危機管理論」についても学べます。授業では毎回、事前配布された複数の事例問題を検討するため、授業で学んだ理論や手法の具体的な事案における「使い方」まで掘むことができました。この授業を受けて、私の法との向き合い方は大きく変わりました。また、将来、依頼者から経営判断に関する事項の相談を受けても適切に対応できる自信がついたと思います。



井上 寛基
いのうえ ひろき
2015年 中央大学法学部卒業
法学既修者コース

励まし合い、磨き合う仲間とともに学ぶ日々。

慶應ロースクールの学生は、どんな一日を過ごしているか気になるところでしょう。「裁判官の先生から仕事のやりがいを聞き、自分も公共のために働きたいと考えようになった」と井上寛基さん。「慶應では、法曹としての将来に役立つ授業が充実している」と言います。授業のほか、自主ゼミと自習室での学習を主体に勉強に取り組む日々。そんな井上さんのある1日の様子と、1週間のスケジュールをご紹介します。

[民事実務基礎]

法律相談から始まり、保全、訴訟、執行等の民事裁判の流れをひととおりシミュレーションできる授業。学生が裁判官、原告側の弁護士、被告側の弁護士に分かれて模擬裁判を通じ、民法や民事訴訟法で学んだ知識が実際に実務でどう生かされるのかを身をもって学べる。訴状や証拠書類なども本物を使う。実際に本人尋問でこちら側に有利な回答を引き出すにはどう質問すればいいかといったテクニックも学べる、いい機会となっている。



[自主ゼミ]

違うクラスをまたいた5人の学生で自主ゼミを組み、週1回5時間ほど、司法試験の過去問題を検討している。自分一人で勉強している限り、自分が使っている教科書の知識しか習得できない。そこで、違う教科書を使っている他の学生と情報交換し合うことで、お互いの知識が補完する効用を感じている。また、クラスが異なることで、同じ授業でも違う先生の解釈を持ち寄ることもできる。学生はそれぞれ得意・不得意があり、相互補完できる効用も大きい。



[刑事法総合Ⅱ]

先生から事前に与えられた事案につき、刑法と刑事訴訟法に照らし合わせ、行為者の罪責や捜査手続の適法性、証拠能力の有無、訴因変更の要否などをソクラテス・メソッドで検討していく授業。先生は大量の判例や学説に精通されており、事実がどう変われば法的解釈はどう変わるといった思考、判断のスピードが非常に速い。自分が当てられた時は、そのスピードの差にダイレクトに鍛えられている実感がある。また、ほかの学生とのやり取りを聞く際は、自分とは違う考え方に視野を広げることができる。法律に正解はなく、自分の頭で考える重要性を学べていることを実感する。



[自習]

学校には実家から片道60~90分かけて通学している。朝5~6時に起床し、8時には登校して自習室に入る。勉強は授業の予習復習が主体で、後は自主ゼミやその時々で必要性を感じることを調べている。基本は、とにかくよく考えることだ。勉強は19時頃で切り上げ、帰宅すると21時近く。食事と入浴で22時半頃になる。早く寝て、睡眠時間を確保し、コンディションを良好に保つことを心がけている。



Weekly Schedule 必修科目

春	Monday	Tuesday	Wednesday	Thursday	Friday	Saturday	秋	Monday	Tuesday	Wednesday	Thursday	Friday	Saturday
1			必修 民事法総合Ⅰ 必修 刑事法総合Ⅰ	必修 法曹倫理	必修 刑事実務基礎		1			必修 民事法総合Ⅱ (隔週開講)		必修 民事実務基礎 (隔週開講)	
2		必修 行政法総合					2		必修 公法総合Ⅰ 必修 公法総合Ⅱ (隔週開講)				
3							3		労働法総合		要件事実論総合Ⅱ	必修 刑事法総合Ⅱ	
4							4			テーマ研究	要件事実論総合Ⅰ		
5		必修 商法総合Ⅱ		労働法Ⅲ			5					法と経済学	
6				労働法実務	簿記論		6		法律基本選択科目Ⅰ				

専任教員紹介

最高水準の法科大学院を目指して。
法研究・法実務の第一線で活躍する優れた教授陣が
三田キャンパスに集結。慶應義塾ならではの、
質の高い、きめ細やかな教育を実践します。

BP = ベーシック・プログラム
WP = ワークショップ・プログラム
FP = フォーラム・プログラム
担当科目は2017年度の担当科目です。
★グローバル法務専攻専任教員



【教授】★
青木 節子 Setsuko AOKI
1983年慶應義塾大学法学部卒業。1985年同大学院法学研究科前期博士課程(公法学専攻)修了。1990年カナダマギル大学法学部附属航空・宇宙法研究所博士課程修了(D.C.L.(1993年))。立教大学法学部助手、防衛大学校社会科学教室専任講師、同助教、慶應義塾大学総合政策学部助教、同教授を経て現在、慶應義塾大学法務研究科教授。
担当科目
国際法基礎、国際法務FP、リサーチペーパー、上級リサーチペーパー I・II、エクスターンシップ(海外)、Introduction to Space Law, Seminar (International Security Law), Moot Court I・II, Internship, Research Paper I・II



【教授】
池袋 真実 Mami IKEBUKURO
1986年東京大学法学部卒業。1988年弁護士登録。現在、長島・大野・常松法律事務所パートナー兼慶應義塾大学法務研究科教授。
担当科目
企業金融法、金融法務BP・WP



【教授】
石岡 克俊 Katsutoshi ISHIOKA
1993年慶應義塾大学法学部卒業。1995年同大学院法学研究科修士課程修了。1998年同博士課程単位取得退学。同産業研究所助手、同助教を経て現在、同法務研究科教授。
担当科目
経済法基礎、経済法総合、規制産業法、経済法BP・WP、テーマ演習、リサーチペーパー、上級リサーチペーパー I・II



【教授】
磯部 哲 Tetsu ISOBE
1995年慶應義塾大学法学部卒業。1997年一橋大学大学院法学研究科修士課程修了。2000年同博士課程修了。博士(法学)(一橋大学)。関東大学法学部助教、獨協大学法学部准教授を経て現在、慶應義塾大学法務研究科教授。2015年～2017年リヨン第3大学(フランス)招聘研究員。ローマ教皇庁生命アカデミー客員会員。司法試験審査委員(行政法、2014年)。
担当科目
行政法、行政法総合、公法総合II、テーマ演習、リサーチペーパー、上級リサーチペーパー I・II



【教授】
伊東 研祐 Kensuke ITOH
1976年東京大学法学部卒業。金沢大学法学部助教、名古屋大学大学院法学研究科教授を経て現在、慶應義塾大学法務研究科教授。司法試験審査委員(刑法、1995年～2004年)。
担当科目
刑法II、刑法総合、経済刑法、テーマ演習、テーマ研究、リサーチペーパー、上級リサーチペーパー I・II



【教授】
江口 公典 Kiminori EGUCHI
1976年九州大学法学部卒業。1978年同大学院法学研究科修士課程修了。1980年同博士課程中途退学。岡山大学法学部助教、同教授、上智大学法学部教授を経て現在、慶應義塾大学法務研究科教授。
担当科目
経済法基礎、経済法総合、ドイツ法I、企業法務BP・WP、経済法BP・WP、テーマ演習、リサーチペーパー



【教授】
岡 伸浩 Nobuhiro OKA
1986年慶應義塾大学法学部卒業。1993年弁護士登録。梶谷総合法律事務所勤務。2000年筑波大学大学院経営・政策科学研究科修士課程修了。2006年同大学院ビジネス科学研究科博士課程単位取得退学(社会人大学院)。筑波大学法科大学院教授を経て、現在、岡綜合法律事務所代表弁護士、慶應義塾大学法務研究科教授。
担当科目
商法総合I、民事法総合II、民事手続法II、法曹倫理、民事執行・保全法実務、倒産法WP、エクスターンシップ



【教授】
岡野谷 知広 Tomohiro OKANOYA
1980年慶應義塾大学法学部卒業。1986年弁護士登録。現在、河村法律事務所所属兼慶應義塾大学法務研究科教授。
担当科目
商法総合II、民事法総合II、民事手続法II、民事実務基礎、エクスターンシップ



【教授】
奥邨 弘司 Koji OKUMURA
1991年京都大学法学部卒業。1998年ハーバード大学ロースクール修士課程修了(LL.M.)。1999年Attorney(米国ニューヨーク州)資格取得。電機メーカー法務部門勤務、神奈川大学経営学部助教、同准教授を経て現在、慶應義塾大学法務研究科教授。1998年～1999年ハーバード大学ロースクール東アジア法研究所客員研究員。
担当科目
知的財産法II、知的財産法務WP、企業内リーガルセクションFP、テーマ演習、リサーチペーパー、エクスターンシップ



【教授】
春日 通良 Michiyoshi KASUGA
1972年東京大学法学部卒業。1975年裁判官任官。金沢地方家庭裁判所判事、千葉地方裁判所判事、東京地方裁判所判事、最高裁判所調査官、東京高等裁判所判事、東京地方裁判所総括判事、国税不服審判所長(東京高等検察庁検事)、松山地方裁判所長、岡山地方裁判所長、東京高等裁判所民事部総括判事を経て現在、慶應義塾大学法務研究科客員教授。
担当科目
民事法総合I、要件事実論、民法総合II、民事実務基礎、司法制度論、リサーチペーパー



【教授】
片山 直也 Naoya KATAYAMA
1983年慶應義塾大学法学部卒業。1985年同大学院法学研究科修士課程修了。1988年同博士課程単位取得退学。博士(法学)(慶應義塾大学)。慶應義塾大学法学部専任講師、同助教、同教授を経て現在、同大学法務研究科教授。1999年～2001年トゥールーズ第1大学(フランス)招聘研究員。公認会計士試験審査委員(2006年～2009年)、司法試験審査委員(民法、2013年～)。
担当科目
民法IV(担保法)、民法総合I・II、法律基本科目テーマ研究、テーマ研究、リサーチペーパー、最新判例研究I(ウエストロー・ジャパン寄附講座)



【教授】★
金山 直樹 Naoki KANAYAMA
1977年同志社大学法学部卒業。1981年同大学院法学研究科前期課程修了。1982年ノックス・カレッジ卒業(BA)。1984年京都大学大学院法学研究科修士課程修士課程単位取得退学。1987年パリ第1大学博士課程DEA droit privé。1996年(博士、京都大学)、姫路獨協大学法学部教授、法政大学法学部教授を経て現在、慶應義塾大学法務研究科教授。
担当科目
フランス法(私法)II、大陸法特別講義I(大陸法財団寄附講座)、テーマ研究、Comparative Contract Law(日米比較契約法)、Japanese Law (Economy and Social Structure)、Research Paper I・II



【教授】
鹿野 菜穂子 Naoko KANO
1983年九州大学法学部卒業。1985年同大学院法学研究科修士課程修了。1988年同博士課程単位取得退学。東京商船大学助教、神奈川大学法学部助教、立命館大学法学部教授を経て現在、慶應義塾大学法務研究科教授。内閣府消費者委員会、中央労働委員会公益委員。
担当科目
民法I(総論・契約法)、民法総合II、消費者法I、消費者法WP、リサーチペーパー



【教授】
菅 弘一 Koichi KAN
1987年慶應義塾大学法学部卒業。1994年検事任官。東京、名古屋、富山、津、各地検検事を経て、2007年弁護士登録。現在、リソルテ総合法律事務所所属兼慶應義塾大学法務研究科教授。
担当科目
刑事実務基礎、エクスターンシップ



【教授】
北居 功 Isao KITAI
1986年慶應義塾大学法学部卒業。1988年同大学院法学研究科修士課程修了。1991年同博士課程単位取得退学。慶應義塾大学法学部専任講師、同助教、同教授を経て現在、同大学法務研究科教授。2001年～2003年ミュンヘン大学法史学研究所客員研究員、司法試験審査委員(民法、2016年～)、国家公務員総合職専門試験(記述式)試験委員(民法、2016年～)。
担当科目
民法I(総論・契約法)、民法総合I・II、テーマ演習、リサーチペーパー、上級リサーチペーパー I・II



【教授】★
草野 耕一 Koichi KUSANO
1978年東京大学法学部卒業。1980年弁護士登録。1986年ハーバード大学ロースクール卒業(LL.M.)、米国ニューヨーク州弁護士資格取得。西村あさひ法律事務所パートナー、同事務所副代表パートナーなどを経て現在、西村あさひ法律事務所代表パートナー兼慶應義塾大学法務研究科教授。2007年～2010年東京大学大学院法政学政治学研究所客員教授。2014年ハーバード大学法科大学院客員教授。
担当科目
金融法務WP、教理法務I・II、起業と法FP、Law, Finance and Taxation of Corporate Acquisitions, Research Paper I・II



【教授】
久保田 安彦 Yasuhiko KUBOTA
1994年早稲田大学法学部卒業。1997年同大学院法学研究科修士課程修了。2000年同博士課程単位取得退学。早稲田大学法学部助手、早稲田大学商学部准教授、大阪大学大学院法学研究科准教授を経て現在、慶應義塾大学法務研究科教授。2010年～2011年ブリティッシュ・コロンビア大学客員研究員。
担当科目
商法総合I・II、企業法務BP・WP、会社法、リサーチペーパー、アートと法、上級リサーチペーパー I・II



【教授】
小池 信太郎 Shintaro KOIKE
1999年慶應義塾大学法学部卒業。2001年司法修習修了。2004年慶應義塾大学大学院法学研究科修士課程修了。同法務研究科助手、同専任講師を経て現在、同教授。2009年～2011年ドイツ・ツルン大学客員研究員。
担当科目
刑法総合、法律基本選択科目II、ドイツ法II、テーマ研究、リサーチペーパー、上級リサーチペーパー I・II



【教授】
小泉 直樹 Naoki KOIZUMI
1985年東京大学法学部卒業。東京大学法学部助手、神戸大学法学部助教、同教授、上智大学法学部教授を経て現在、慶應義塾大学法務研究科教授兼TMJ総合法律事務所客員弁護士。
担当科目
知的財産法I・II・III、知的財産法総合、知的財産法務WP、テーマ演習、リサーチペーパー



【教授】
齋藤 隆 Takashi SAITO
1973年慶應義塾大学法学部法律学科卒業。1975年同大学院法学研究科公法学専攻修士課程修了。1977年裁判官任官。長野地方裁判所判事総括、東京地方裁判所判事総括、釧路地方・家庭裁判所長、札幌地方裁判所長、東京高等裁判所判事総括等を経て現在、慶應義塾大学法務研究科客員教授兼ひかり総合法律事務所弁護士(シニア・カウンセル)。
担当科目
民法総合II、民事法総合I・II、民事実務基礎、民事執行・保全法、テーマ演習、リサーチペーパー



【教授】
笹倉 宏紀 Hiroki SASAKURA
1999年東京大学法学部卒業。東京大学大学院法政学政治学研究科助手、同講師、千葉大学法経学部助教、同准教授を経て現在、慶應義塾大学法務研究科教授。2007年～2009年ハーバード大学ロースクール客員研究員。
担当科目
刑事訴訟法総合、刑事訴訟法、法律基本選択科目I、法律基本科目テーマ演習、リサーチペーパー、上級リサーチペーパー I、Japanese Law (State and Citizen)、Research Paper I



【教授】
佐藤 隆之 Takayuki SATO
1992年東京大学法学部卒業。東京大学大学院法政学研究科助手、横浜国立大学経済学部講師、同助教、東北大学大学院法学研究科助教、同准教授、同教授を経て現在、慶應義塾大学法務研究科教授。司法試験審査委員(刑事訴訟法、2012年～2016年)。
担当科目
刑事訴訟法総合、刑事法総合I、リサーチペーパー、上級リサーチペーパー I・II



【教授】
佐藤 英明 Hideaki SATO
1985年東京大学法学部卒業。東京大学法学部助手、神戸大学法学部助教、同教授、同大学院法学研究科教授を経て現在、慶應義塾大学法務研究科教授。1991年～1993年ハーバード大学ロースクール客員研究員。
担当科目
租税法I・II、租税法総合、テーマ演習、テーマ研究、リサーチペーパー



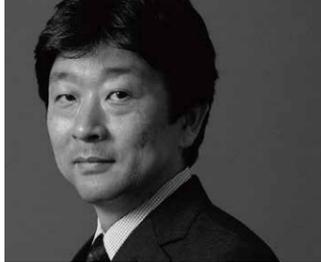
【教授】
澤田 和也 Kazuya SAWADA
1983年慶應義塾大学法学部卒業。1992年弁護士登録。松尾総合法律事務所勤務を経て現在、馬場・澤田法律事務所所属兼慶應義塾大学法務研究科教授。
担当科目
商法総合I・II、企業法務BP・WP



【教授】★
島田 真琴 Makoto SHIMADA
1979年慶應義塾大学法学部卒業。1981年弁護士登録。1986年ロンドン大学ユニバーシティカレッジ法学部大学院修士課程修了(LL.M.)。ノートン・ローズ法律事務所勤務、長島大野法律事務所勤務を経て現在、慶應義塾大学法務研究科教授、弁護士(一橋総合法律事務所所属)、新司法試験審査委員(2005年～2007年)。
担当科目
民事実務基礎、民事手続法I、民事執行・保全法実務、イギリス法、リサーチペーパー、アートと法、Negotiation, Arbitration, Internship, Research Paper I



【教授】★
庄司 克宏 Katsuhiko SHOJI
1980年慶應義塾大学法学部法律学科卒業。1983年同政治学科卒業。85年同大学院法学研究科修士課程修了。1990年同博士課程単位取得退学。二松学舎大学専任講師、同助教、横浜国立大学大学院助教、同教授を経て現在、慶應義塾大学法務研究科教授、Jean Monnet Chair。1996～1997年ケンブリッジ大学客員研究員。2001年欧州大学院大学客員研究員。
担当科目
EU法II(EUビジネス法)、EU戦略法務WP、リサーチペーパー、Area Studies of Law(EU)、European Integration and Global Business Law, Research Paper I



【教授】
菅原 貴与志 Takayoshi SUGAWARA
1979年慶應義塾大学法学部卒業。1981年同経済学部卒業。全日本空輸(現ANAホールディングス)株式会社法務部勤務を経て現在、慶應義塾大学法務研究科教授兼法務部所長。2016年～2016年、同法務部所長。
担当科目
商法総合I、企業法務BP



【教授】
鈴木 一夫 Kazuo SUZUKI
1979年慶應義塾大学法学部卒業。1998年弁護士登録。現在、藤久・鈴木法律事務所所属兼慶應義塾大学法務研究科教授。
担当科目
民事実務基礎、民事法総合I、家事事件実務



【教授】
鈴木 左斗志 Satoshi SUZUKI
1987年東京大学法学部卒業。1992年同大学院法政学研究科修士課程修了。1994年同博士課程退学。金沢大学法学部助教、学習院大学法学部助教、同教授を経て現在、慶應義塾大学法務研究科教授。
担当科目
刑法I、法律基本選択科目II、リサーチペーパー



【教授】
鈴木(宮崎) 朋子 Tomoko SUZUKI (MIYAZAKI)
1996年司法試験合格。1997年慶應義塾大学法学部卒業。1999年検事任官。東京、福岡、静岡、さいたま各地検検事。2005年イリノイ大学ロースクール修士課程修了(LL.M.)。2008年法務省刑事局付検事、2011年名古屋・千葉、東京地検検事を経て、現在、慶應義塾大学法務研究科教授。
担当科目
刑事法総合I・II、刑事実務基礎

専任教員紹介



【教授】
高田 晴仁 Haruhito TAKADA
 1988年早稲田大学法学部卒業。1992年同大学院法学研究科修士課程修了。1995年慶應義塾大学大学院法学研究科博士課程単位取得退学。1995年慶應義塾大学法学部専任講師、同助教授、同教授を経て現在、慶應義塾大学法務研究科教授。2005年～2007年ベルリン・フンボルト大学法学部客員研究員。
担当科目
 商法総合Ⅰ・Ⅱ、法律基本選択科目Ⅰ、企業法務BP・WP、リサーチペーパー、上級リサーチペーパーⅠ・Ⅱ



【教授】★
竹中 俊子 Toshiko TAKENAKA
 1981年成蹊大学法学部卒業。1990年ワシントン大学ロースクール(UW)にてLL.M.1992年比較法Ph.D.取得。1995年UW(知的財産法)准教授、同教授。UW知的所有権先端研究所(CASRIIP)所長、早稲田法科大学院教授(UWと兼任)を経て、現在、慶應義塾大学法務研究科教授(UWと兼任)、ストラスブルク大学、ミュンヘン工科大学、リヨン第三大学等で客員教授として主に知財講座を担当。Patent Law & Theoryやオックスフォード大学出版の知財ジャーナル等も編集。
担当科目
 Intellectual Property from a Global Perspective, Global Intellectual Property Management, Transnational Intellectual Property Enforcement, Graduate Writing Seminar



【教授】
田中 豊 Yutaka TANAKA
 1973年東京大学法学部卒業。1977年ハーバード大学ロースクール修士課程修了。1975年裁判官任官。東京地方裁判所判事、司法研修所教官(民事事務担当)、最高裁判所調査官(民事事務担当)等を経て1996年弁護士登録。現在、大江忠・田中豊法律事務所勤務兼慶應義塾大学法務研究科客員教授、司法試験審査委員(民事訴訟法。1988年～1989年/民法。1990年)、新司法試験審査委員(2007年)。
担当科目
 要件事実論、要件事実論総合Ⅰ・Ⅱ、法律文書作成(基礎)



【教授】
津田 敬三 Keizo TSUDA
 1992年慶應義塾大学法学部卒業。1998年検事任官。東京、横浜、新潟、大阪、横浜(川崎支部)各地検検事、東京地裁判事補、青森地検三席検事、司法研修所教官、函館地検検検事を経て現在、慶應義塾大学法務研究科教授、司法試験審査委員(2012年～2014年)。
担当科目
 刑事訴訟法総合、刑事法総合Ⅰ・Ⅱ、刑事実務基礎



【准教授】★
Trehearne, Ariel
 トレハン、アリエル
 2004年カルガリー大学政治学卒業(B.A.)。2007年プリンティンギオン大学政治学卒業(M.A.)。2010年同大学院法学部にて(J.D.)取得。2010年～2011年に交換留学として慶應義塾大学院法務研究科で学ぶ。2012年カナダ・アルバータ州の法廷弁護士、事務弁護士資格取得。2013年ハーバード・スミス・フリーヒルズ勤務を経て、現在、慶應義塾大学法務研究科准教授。
担当科目
 Multinational Corporations and Law, Moot Court I-II



【教授】
中島 弘雅 Hiromasa NAKAJIMA
 1976年東北大学法学部卒業。1979年同大学院法学研究科博士(前期)課程修了。小樽商科大学商学部助教授、島根大学文学部助教授、筑波大学社会科学助教授、東京都立大学法学部助教授等を経て現在、慶應義塾大学法務研究科教授、司法試験審査委員(破産法。1999年/民事訴訟法。2000年～2005年、2013年/倒産法。2016年)。
担当科目
 民事手続法Ⅰ・Ⅱ、民事手続法総合、倒産法Ⅰ、倒産法総合、テーマ演習、リサーチペーパー、上級リサーチペーパーⅠ・Ⅱ



【准教授】
西 希代子 Kiyoko NISHI
 1999年東京大学法学部卒業。2001年同大学院法学政治学研究科修士課程修了。2004年同博士課程単位取得退学。2005年博士(法学)(東京大学)。上智大学法学部専任講師、同准教授(法科大学院兼任)を経て現在、慶應義塾大学法務研究科准教授。
担当科目
 テーマ研究



【教授】
西岡 清一郎 Seiichiro NISHIOKA
 1973年慶應義塾大学法学部卒業。1975年裁判官任官。家庭裁判所調査官研修所教官、東京家庭裁判所判事、東京地方裁判所判事総括、宇都宮地方裁判所長、東京高等裁判所判事総括、東京家庭裁判所長、広島高等裁判所長等を経て2015年弁護士登録。現在、慶應義塾大学法務研究科客員教授兼あさひ法律事務所顧問弁護士。
担当科目
 要件事実論、民事法総合Ⅰ・Ⅱ、民事執行・保全法実務、民事実務基礎、リサーチペーパー



【教授】
芳賀 雅顕 Masaaki HAGA
 1989年明治大学法学部卒業。1992年早稲田大学大学院法学研究科博士前期課程修了。1995年慶應義塾大学大学院法学研究科博士後期課程単位取得退学。ドイツ連邦共和国・レーゲンスブルク大学留学(ドイツ学術交流会、フンボルト財団)、明治大学法学部専任助教授、同准教授(法科大学院兼任)、同教授等を経て現在、慶應義塾大学法務研究科教授。
担当科目
 民事手続法Ⅰ・Ⅱ、民事手続法総合、国際民事訴訟法、リサーチペーパー、上級リサーチペーパーⅠ・Ⅱ



【教授】
橋本 博之 Hiroyuki HASHIMOTO
 1984年東京大学法学部卒業。東京大学助手、立教大学法学部専任講師、同助教授、同大学院法務研究科教授を経て現在、慶應義塾大学法務研究科教授、国家公務員採用総合職試験専門委員。
担当科目
 行政法、公法総合Ⅱ、司法制度論、リサーチペーパー



【教授】
原田 國男 Kunio HARADA
 1967年東京大学法学部卒業。1969年東京地方裁判所判事補として任官。検事、最高裁判所調査官、水戸地方裁判所所長等を経て2010年東京高等裁判所総括判事にて定年退官。現在、慶應義塾大学法務研究科客員教授(専任)、田辺総合法律事務所パートナー弁護士。2007年博士(法学)(慶應義塾大学)、最高検察庁参与。
担当科目
 刑事訴訟法総合、刑事法総合Ⅰ・Ⅱ、刑事実務基礎、テーマ研究、リサーチペーパー



【教授】
平野 裕之 Hiroyuki HIRANO
 1981年司法試験合格。1982年明治大学法学部卒業。1984年同大学院法学研究科博士前期課程修了。明治大学法学部教授を経て現在、慶應義塾大学法務研究科教授、不動産鑑定士試験委員(1999年～2001年)、国家公務員採用試験1種試験委員[多肢式及自由論文式](2001年～2006年)、司法試験(2次)委員(2004年～2007年)、新司法試験審査委員(2006年～2007年)。
担当科目
 民法Ⅲ(民事責任法)、民法総合Ⅰ・Ⅱ、法律基本科目テーマ研究、リサーチペーパー、上級リサーチペーパーⅠ・Ⅱ



【教授】
福井 琢 Taku FUKUI
 1985年慶應義塾大学法学部卒業。1987年弁護士登録。現在、柏木総合法律事務所代表弁護士兼慶應義塾大学法務研究科教授。
担当科目
 民事手続法Ⅰ、民事法総合Ⅰ・Ⅱ、企業法務BP・WP、経済法BP・WP、エクスターンシップ



【教授】
古川 俊治 Toshiharu FURUKAWA
 1987年慶應義塾大学医学部卒業。1993年同文学部卒業。1996年同法学部卒業。1994年博士(医学)(慶應義塾大学)。1999年弁護士登録。2005年オックスフォード大学ビジネス・スクール修士課程修了(M.B.A.)。慶應義塾大学医学部外科専修医、同専任助手、慶應義塾大学法務研究科助教授を経て現在、同教授兼医学部外科教授(兼任)兼弁護士(TMI総合法律事務所)。
担当科目
 医事法Ⅰ・Ⅱ、リサーチペーパー、テーマ演習、上級リサーチペーパーⅠ・Ⅱ



【教授】
本郷 亮 Akira HONGO
 1982年慶應義塾大学法学部卒業。1988年弁護士登録。司法研修所刑事弁護士席教官を経て現在、本郷総合法律事務所代表兼慶應義塾大学法務研究科教授。
担当科目
 刑事実務基礎



【教授】★
増田 晋 Susumu MASUDA
 1980年東京大学法学部卒業。1986年ワシントン大学ロースクール修士課程修了(LL.M.)。1982年日本・1987年カリフォルニア州で弁護士登録。現在、森・濱田松本法律事務所パートナー兼慶應義塾大学法務研究科教授、新司法試験審査委員(国際関係法(私法系)2004年～2007年)、メルボルン大学客員教授(2015年秋～2016年春)。
担当科目
 国際関係法(私法系)総合Ⅰ・Ⅱ、渉外法務BP-WP、International Commercial Arbitration, Cross-Border Litigation, Securities Regulations and Finance Transactions in Japan, Research Paper I



【教授】★
松尾 弘 Hiroshi MATSUO
 1985年慶應義塾大学法学部卒業。1987年同大学院法学研究科修士課程修了。1990年一橋大学大学院法学研究科博士後期課程単位取得退学。横浜市立大学商学部助教授、横浜国立大学大学院国際社会科学部専任講師、同准教授を経て現在、慶應義塾大学法務研究科教授。公認会計士試験委員(2010年～2012年)、国際協力銀行(JBIC)環境ガイドライン担当審査役(2012年～2016年)、国際協力機構(JICA)民法整備支援委員。
担当科目
 民法総合Ⅰ・Ⅱ、開発法学、法整備支援FP、テーマ演習、テーマ研究、リサーチペーパー、エクスターンシップ、Area Studies of Law (South East Asia), Law, Culture and Development in Asia, Research Paper I-II



【教授】
三上 威彦 Takehiko MIKAMI
 1975年慶應義塾大学法学部卒業。1978年同大学院法学研究科修士課程修了。1981年同博士課程単位取得退学。1983年法学博士(慶應義塾大学)。2009年名誉法学博士(ザールラント大学・ドイツ)。大月立大月短期大学、横浜市立大学を経て現在、慶應義塾大学法務研究科教授。1990年～1991年フライブルク大学(ドイツ)客員研究員。
担当科目
 民事手続法総合、倒産法Ⅱ、司法制度論、倒産法WP、リサーチペーパー、上級リサーチペーパーⅠ・Ⅱ



【教授】
三木 浩一 Koichi MIKI
 1980年慶應義塾大学法学部卒業。1984年同大学院法学研究科修士課程修了。1986年弁護士登録。慶應義塾大学法学部助手、同専任講師、同助教授、同教授を経て、現在、同大学法務研究科教授、司法試験審査委員(民事訴訟法。2005年～2006年)、新司法試験委員(2007年)、国家公務員採用総合職試験専門委員(2011年～)。
担当科目
 民事手続法総合、裁判外紛争解決、法律基本選択科目Ⅱ、リサーチペーパー、上級リサーチペーパーⅠ・Ⅱ、エクスターンシップ



【教授】
森戸 英幸 Hideyuki MORITO
 1988年東京大学法学部卒業。東京大学法学部助手、成蹊大学法学部助教授、同大学法科大学院教授、上智大学法学部教授などを経て現在、慶應義塾大学法務研究科教授。1995年～1996年コロンビア大学ロースクール客員研究員。1996年～1997年ハーバード大学ロースクール客員研究員。中央労働委員会公益委員。新司法試験審査委員(労働法。2009年～2011年)。
担当科目
 労働法Ⅰ・Ⅱ、労働法BP、テーマ演習、リサーチペーパー



【教授】
両角 道代 Michiyo MOROZUMI
 1991年東京大学法学部卒業。東京大学法学部助手、同専任講師、明治学院大学法学部専任講師、同助教授、同教授を経て現在、慶應義塾大学法務研究科教授。2000年～2002年ルンド大学法学部研究員、中央労働委員会公益委員。
担当科目
 労働法Ⅲ、労働法総合、労働法BP・WP、テーマ演習、リサーチペーパー



【特任講師】★
Monroe-Sheridan, A. Reid
 モンロー・シェリダン、A.リード
 2006年カルトンカレッジ大学文学部卒業(B.A.)。2009年ハーバード大学ロースクール修了(J.D.)。2010年ニューヨーク州弁護士登録。アメリカの大手法律事務所弁護士を経て現在、モンロー・シェリダン外国法律事務所代表、慶應義塾大学法務研究科特任講師。
担当科目
 テーマ演習、Introduction to American Law, Presenting Japanese Law, Comparative Corporate Law, Graduate Writing Seminar, Internship



【教授】
矢嶋 雅子 Masako YAJIMA
 1992年慶應義塾大学法学部卒業。1994年弁護士登録。2000年コロンビア大学ロースクール修士課程修了(LL.M.)。2001年ニューヨーク州弁護士登録。現在、西村あさひ法律事務所パートナー弁護士兼慶應義塾大学法務研究科教授。
担当科目
 民事実務基礎、商法総合Ⅱ、企業法務BP・WP、エクスターンシップ



【教授】
山手 正史 Masashi YAMATE
 1981年大阪市立大学法学部卒業。1983年同大学院法学研究科前期博士課程修了。1987年同後期博士課程単位取得退学。東北学院大学法学部助教授、立命館大学法学部教授を経て現在、慶應義塾大学法務研究科教授兼グラデュアル法律事務所弁護士。
担当科目
 国際商取引法、法律基本科目テーマ研究、テーマ演習、リサーチペーパー、上級リサーチペーパーⅠ・Ⅱ



【教授】
山本 龍彦 Tatsuhiko YAMAMOTO
 1999年慶應義塾大学法学部卒業。2001年同大学院法学研究科修士課程修了。2005年同大学院法学研究科博士課程単位取得退学。2007年博士(法学)(慶應義塾大学)。桐蔭横浜大学法学部専任講師、同准教授を経て現在、慶應義塾大学法務研究科教授。2017年ワシントン大学ロースクール客員教授。司法試験審査委員(2014年、2015年)。
担当科目
 憲法Ⅱ、公法総合Ⅰ、法律基本選択科目Ⅰ、テーマ演習、リサーチペーパー、上級リサーチペーパーⅠ・Ⅱ



【教授】★
山元 一 Hajime YAMAMOTO
 1984年早稲田大学政治経済学部政治学科卒業。1987年東京大学大学院法学政治学研究科修士課程修了。1992年同博士課程修了。博士(法学)。新潟大学法学部助教授、同教授、東北大学大学院法学研究科教授等を経て現在、慶應義塾大学法務研究科教授。2012年～2013年、2015年シアンボ・パリ法科大学院招聘教授。2016年パリ第二大学招聘教授。
担当科目
 公法総合Ⅰ、テーマ演習、リサーチペーパー、上級リサーチペーパーⅠ・Ⅱ、Japanese Law(State and Citizen), Globalization and International Human Rights in Japan, Research Paper I-II



【准教授】
横大道 聡 Satoshi YOKODAIDO
 2002年青山学院大学法学部卒業。2004年慶應義塾大学大学院法学研究科前期博士課程修了。2007年同大学院法学研究科後期博士課程単位取得退学。博士(法学)(慶應義塾大学)。2007年鹿児島大学教育学部専任講師、同教育学部准教授等を経て現在、慶應義塾大学法務研究科准教授。
担当科目
 憲法Ⅰ、憲法総合、公法総合Ⅰ、法律基本選択科目Ⅰ、リサーチペーパー、上級リサーチペーパーⅠ・Ⅱ



【教授】★
Litt, David G. リット、デイビッド G.
 1984年イェール大学経済学部卒業(B.A.)。1988年シカゴ大学ロースクール修了(J.D.)。1989年カリフォルニア州弁護士登録。1991年ワシントンD.C.弁護士登録。米連邦最高裁判所書記官(アンソニー・ケネディ判事付)、オールド・アンド・マイヤー法律事務所及びモリソン・フォスター・外国法事務弁護士事務所パートナー、Deneb Renewable Energy K代表取締役を経て現在、慶應義塾大学法務研究科教授。
担当科目
 リサーチペーパー、上級リサーチペーパーⅠ・Ⅱ、Comparative Constitutional Law, Corporate Governance and Risk Management, International Commercial Transactions, Comparative Corporate Law, Government Relations and Law, Comparative Contract Law, Introduction to American Law, Research Paper I-II



【教授】★
六車 明 Akira ROKUSHA
 1975年慶應義塾大学法学部卒業。1978年裁判官任官。東京地方裁判所判事、法務省刑事局付検事、東京高等裁判所判事、公益等調整委員会事務局審査官、慶應義塾大学法学部教授等を経て現在、同大学院法務研究科教授兼橋法律事務所所属弁護士。
担当科目
 テーマ演習、テーマ研究、リサーチペーパー、Japanese Law(Contemporary Issues), Environmental Law and Litigation in Japan, Environmental Law and Disaster, Research Paper I-II



【教授】★
渡井 理佳子 Rikako WATAI
 1989年慶應義塾大学法学部卒業。1991年同大学院法学研究科修士課程修了。1993年ハーバード大学ロースクール修了(LL.M.)。1995年慶應義塾大学大学院法学研究科博士課程単位取得退学。2008年筑波大学大学院ビジネス科学研究科博士課程修了。博士(法学)(筑波大学)。1994年ニューヨーク州弁護士。防衛大学校人文社会科学群公共政策学助教授、日本大学大学院法務研究科教授を経て現在、慶應義塾大学法務研究科教授。
担当科目
 行政法、行政法総合、リサーチペーパー、上級リサーチペーパーⅠ・Ⅱ、Environmental Law and Litigation in Japan, Seminar (Japan's Trade Law and Policy), Research Paper I-II



【教授】
和田 俊憲 Toshinori WADA
 1998年東京大学法学部卒業。東京大学大学院法学政治学研究科助手、北海道大学大学院法学研究科・法学部助教授を経て現在、慶應義塾大学法務研究科教授。
担当科目
 刑法Ⅰ、刑法総合、経済刑法、テーマ演習、リサーチペーパー、上級リサーチペーパーⅠ・Ⅱ、Japanese Law(State and Citizen), Research Paper I-II

法曹を目指す強い意志と学びの蓄積で突破した司法試験。 合格を考えた慶應のカリキュラムと環境が、力になる。

2016年度の司法試験にみごと合格し、司法修習生となった先輩方に、試験の感想や慶應ロースクールの魅力、後輩へのアドバイスなどを語ってもらいました。



大和田 準
おおわだ じゅん
最高裁判所司法研修所
第70期司法修習生
2014年
明治大学法学部卒業
2016年
慶應義塾大学法科大学院修了
法学既修者コース



小栗 翼
おぐり つばさ
最高裁判所司法研修所
第70期司法修習生
2013年
慶應義塾大学商学部卒業
2016年
慶應義塾大学法科大学院修了
法学未修者コース



佐々木 美智
ささき みさと
最高裁判所司法研修所
第70期司法修習生
2014年
中央大学法学部卒業
2016年
慶應義塾大学法科大学院修了
法学既修者コース



花井 駿介
はない しゅんすけ
最高裁判所司法研修所
第70期司法修習生
2013年
慶應義塾大学法学部卒業
2016年
慶應義塾大学法科大学院修了
法学既修者コース



横山 美帆
よこやま みほ
最高裁判所司法研修所
第70期司法修習生
1993年
上智大学法学部卒業
2016年
慶應義塾大学法科大学院修了
法学未修者コース

様々な動機から職業としての 法曹に感じた意義

—— はじめに、皆さんが法曹を目指した
動機からお聞かせください。

大和田 法学部の学生時代に法律相談部に所属し、一般の方の法律相談に応じていました。そこでは、自分が勉強したことで、相談者の方にとっても喜ばれ、自分も嬉しく思いました。この体験がきっかけとなって法曹を目指すようになりました。
小栗 私は商学部の出身ですが、学部入学前は一般企業に就職するだろうと思っていました。ですが、講義で企業法務という分野を知り、興味を持ったのです。勉強するうちに、企業法務を手掛ける弁護士になりたいと思うようになりました。
佐々木 高校の時の模擬裁判で被告人役になったのですが、高校生の模擬裁判とはいえ、検察官や裁判官の目が怖くて(笑)、唯一私の弁護士だけが味方になって助けてくれました。このことを契機に、被告の味方になることに惹かれるようになりました。

花井 私は、とあるテレビドラマを見て、法曹の主人公に憧れたことです。高校時代、将来に漠然とした不安を感じている中だったので影響を受けたのだと思いますが、法律を使って人に向き合う仕事がかっこいいと思いました。それがきっかけで、法曹になろうと決意し、法学部に進学しました。

横山 父親が弁護士で、私にも弁護士になってほしいような希望を感じたので、一応法学部に入学しました。しかし、親が敷いたレールの上を走るの嫌だと思ふようになり、卒業後は外資系の金融機関に就職したのです。法曹の資格などなくても立派に仕事はできるところを見せたいといった気持ちがありました。ところが、東日本大震災を機に東京オフィスの事業を縮小することになり、次のステージを考える必要に迫られたので、キャリアを中断されることもあると学んだので、新しいことを始めるなら自分の意思でいつまでも働ける仕事をしようと、弁護士に着目しました。また、父親もいい歳になっていましたので、弁護士のバッジをつければ親孝行にもなるだろうとの思いもありました。

合格率の高さが証明する 授業や環境の質の高さ

—— 数あるロースクールの中から
慶應を選んだ理由とは？

横山 ロースクールへの進学にあたり相談した

弁護士には、慶應ロースクールの出身者が多くいました。皆さん異口同音に「慶應はカリキュラムが充実しているから、その勉強だけしっかりやれば合格できる」と言ったのです。それが決め手となりましたね。あと、学生数が多く、未修者と既修者が2年次に混ざるので、いろいろな人と切磋琢磨できそうな環境も魅力に感じました。
花井 学部が慶應でしたので、漠然とロースクールも慶應と思っていました。ゼミの先輩もたくさん慶應に進んでいますし、皆さんから「授業の質がすごくいい」と聞かされていたので、迷うことはありませんでした。

佐々木 私の大学も法曹志望者がたくさん在籍していましたが、慶應ロースクールを選んだ先輩が少なくありませんでした。話を聞くと「慶應は仲間意識が強く、周りの学生が優秀なので、自主ゼミなどで学び合っている」というので、その言葉が大きかったですね。

小栗 学部が慶應なので、ロースクールも慶應のほうが通学など勝手がよいらうと思いました。また、ロースクールとしてトップレベルですから問題はないと思いました。

大和田 大学の優秀な先輩方が、慶應を選んでいました。ならば、自分も優秀な人の中で高めていきたいと思ったのです。慶應は司法試験の合格率もトップレベルです。また、学習支援ゼミなど正規のカリキュラム以外の支援制度が充実しているのも魅力でした。

充実したカリキュラムや 優秀な学生が集う慶應の魅力

—— 慶應ロースクールは、実際に学んでみて
いかがでしたか？

大和田 やはり、学習支援ゼミは良かったですね。OB・OGの弁護士が授業の復習を手伝ってくれたり、書いた答案を添削してくれたりしたのですが、試験の経験者だけあってとても勉強になりました。仲間意識から個人的に仲良くしていただいた先生もいて、飲み連れで行ってもらったりもしました。そうした席での話も参考になりましたね。また、私は別の大学から来たわけですが、キャンパスの雰囲気の違いも感じられました。慶應では学問と実務の双方が調和した雰囲気を感じました。勉強するには良い環境だと思います。

小栗 私は、慶應に2つの魅力を感じました。一つめは、司法試験の合格を考えたカリキュラムや講義内容、教材がそろっているところです。学校が提供するものさえきちんとやっていたら合格できるということです。

二つめは、司法試験には直接関係がなくとも、

興味のある企業法務について学べたことです。例えば、商学部時代に学んだ会計などの知識を活かした数理法務を学べて、学部が法学部でない自分でも弁護士として活躍できるのではないかと自信がつかしましたね。

学習環境としては、自習室で朝早くから夜遅くまで勉強している学生が多く、自分も頑張らないと、と刺激を受ける一方、自習室から外に出れば和気あいあいと雑談などで、リラックスできます。そういうメリハリが良かったですね。

佐々木 カリキュラムの良さは私も実感しています。予備校にも通わず、授業と予習復習だけで合格できたと思っています。ソクラテス・メソッドの授業で鍛えられ、本当に考える力がついたと思います。先生は質問に親身に答えてくれましたし、クラスの仲間と自主ゼミを組んで鍛え合えたことも良かったですね。

花井 先生が著名な学者であったり、第一線で活躍中の実務家であったりというだけに、リアリティのある、ためになる話をたくさん聞きました。将来のビジョンが明確になったと思います。学問としての学びはもちろんですが、試験を意識した問題をよく出してくれたこともありが良かったです。そして、周りの優秀な学生の存在に「負けてはいられない」と奮起する原動力になりましたね。優れた先生と学生による相乗効果があると思います。

横山 ソクラテス・メソッドの話が出ましたが、先生はただ当てるだけでないんですね。学生が参考書に書かれているようなとおりにいっぺんのことを答えようものなら、本当に理解できているのか、その回答を突き崩すような質問をぶつけてくるわけです。これには鍛えられますね。また、慶應は国際性や先端領域に強いことも魅力といわれていますが、英語の授業は外資系企業での英語での仕事から離れた自分には英語勘を取り戻すことができたので、ありがたかったです。先生の質ということでは、元最高裁長官の授業が受けられたところなど、さすが慶應と思いましたね。

難しく、厳しい司法試験 それぞれ工夫をして挑み、勝つ！

—— 司法試験はどのように臨みましたか？
また、感想はいかがでしたか？

大和田 家が試験会場から遠かったのでホテルを利用しましたが、中1日の休みの際は外に出て食事をしたり、図書館で勉強したりするなど気分転換を図りました。あと、試験会場で慶應の仲間によく会えたことも緊張を和らげるのに役立ちましたね。それでも、5日間は非常に長く感じられ、体力的にも精神的にも疲れました。

小栗 試験は中日を入れて5日間と思われがちですが、実際は1週間前ぐらいから始まっていると思います。緊張で眠れなくなりから。私も眠れないまま初日を迎えました。唯一の希望だったのは、最初の試験が得意科目だったこと。いざ始めれば緊張せず臨めるかなと思いました。過去問よりも難しいと感じ、ベースが狂ってしまいました。それでも、全部で8科目もあるから頑張ろうと気持ちを立て直しました。

佐々木 私も長く感じましたね。ただ、会場への路線が通学と同じだったので、平常心が保てたと思います。毎日ランチもしっかり食べましたし(笑)。直前の勉強としては、普段からコツコツついていたまとめノートをバラバラ見ることで、落ち着けましたね。

花井 私は数カ月前からプレッシャーを感じ、試験前に体調を崩してしまいました。一時は勉強もできない状態に陥り、そのまま試験を受けられないのではないかも思いましたが、慶應ロースクールで誰よりも勉強したという自信もあったので、大丈夫と信じるようにしたところ、体調も戻りました。その結果、試験を受けられるだけでもありがたいと感じるようになり、試験当日も逆に絶好調で迎えられ、思うように回答が書けました。期せずしてピーキングに成功した感じです(笑)。

横山 何人かの合格者に話を聞いたところ、「眠れなかった」と言う人が多かったので、眠れなくて合格したのなら、眠れさえすれば絶対に勝ると。それ以前に歳も歳ですから(笑)、若い人みたいに寝ずに挑むのは無理な話です。ですから、試験期間はお酒の力でも何でも使って寝るようにしようと思いました。

知識量は受験者みんな五十歩百歩だろうから、



途中答案を避けて結論まで書けば勝てる公算が高まる。ならば、所定時間をどう使うかマネジメントすればいいと捉えました。マネジメントは得意なので、これはマネジメント力の試験だ、できる、と思うようになりました。

司法試験へのチャレンジは始まっている 一日一日を大切に臨んでほしい

—— 最後に、目指す法曹像とロースクール
受験生へのメッセージをお願いします。

横山 語学力など、これまでの社会人経験で培ってきたスキルを活かして、社会の役に立つ弁護士になりたいと思っています。父親の事務

所を継いで、そこがメインで手掛けていた労働系の案件に取り組みすることも考えています。

受験生の方には、ロースクールでの一日一日の授業と予習復習の積み重ねの上に司法試験合格があると伝えたいです。付け焼刃では通用しません。ぜひ頑張ってください。

花井 これから司法修習で法曹三者をじっくり見て、どの道にいか決めたいと思っています。いずれであっても、周りに流されず、人と向き合う法曹になりたいですね。

これからロースクールで学ぶ方は、司法試験はまだ先のように感じられるかも知れませんが、もう始まっていると考えて、一日一日を大切に過ごしてほしいですね。

佐々木 被告人権を守りながらも、しっかり反省してもらい、再スタートを助けるような刑事事件の弁護士をイメージしています。

ロースクールでは、様々な分野の弁護士や検察官、裁判官の方々と接する機会があります。最初から分野などを決めてかからず、いろいろな可能性を感じてから、じっくり決めていただきたいと思います。

小栗 会計や経営の知識を活かせる企業法務に携わりたいと考えています。また、会計士やコンサルタントとして活躍している学部時代の友人と組

んでベンチャーを起業することも面白いですね。

慶應ロースクールでの学習と強い意志さえあれば、司法試験は合格できると思います。ぜひ強い気持ちをもって慶應の入試と司法試験にチャレンジしてください。

大和田 弁護士として、まずは企業法務を中心に一般民事も手掛けてみたいと思っています。いろいろな分野を経験していく中で、得意分野を見つけていきたいと考えています。

慶應ロースクールには、いろいろな優れた先生方がいます。ロールモデルとして、自分の将来をイメージできると思います。試験に合格することだけを考えるのではなく、その先のことも考えて取り組んでください。また、一生付き合っていける仲間もつくってほしいですね。

慶應で学んだ修了生が社会人デビュー。

法曹のやりがいや慶應の魅力を語る。

慶應ロースクールの修了生が、続々と社会に飛び出しています。

そんな先輩たちに、仕事のやりがいや慶應の良さを語っていただきました。

「当事者双方が納得する紛争解決ができた瞬間にやりがいを感ずります。」



【裁判官】 下山 雄司 しもやま ゆうじ
東京地方裁判所判事補
2012年 慶應義塾大学法学部卒業
2014年 慶應義塾大学法科大学院修了 法学既修者コース
2016年 裁判官任官

東京地裁の民事事件を扱う部に所属しています。現在は、90件ほどある合議事件の主任裁判官として、判決の案文を作成したり、審理の進め方を検討する毎日です。当事者にとって、訴訟は人生の中で重大な事柄であり、裁判官には、その一つ一つにしっかりと向き合い紛争解決を目指す責任があることを日々感じています。しかしながら限りある時間の中で解決に向け、自分がいかに努力をして応えられるのか、というところは日々の課題です。

このような紛争解決に関わる裁判官の仕事には大きなやりがいを感ずります。判決は重要な紛争解決方法の一つであり、判決を作成することは裁判官の仕事ですが、当事者双方が話し合いの上、譲り合って紛争解決の合意をする和解も重要な紛争解決方法です。事件によっては和解による解決の方がふさわしい事件もあり、裁判官が、互いの主張を聞いて和解を提案することがあります。民事裁判修習時に、私が和解案を裁判官に提案したことを契機として、その提案に沿った和解が成立したことがありました。さらに和解により紛争が円満に解決した両当事者の安堵の様子や、両当事者から感謝される裁判官の姿を見て、両当事者の言い分を聞き、第三者的な立場にあるからこそできる裁判官の提案が、鋭く対立していた当事者双方にとって納得のいく解決となる場合があると実感しました。この経験が裁判官を目指す契機にもなり、現在ではやりがいを感ずる場面の一つとなっています。

合議事件を担当し3人で議論を行う今、学生時代に自主ゼミで議論を交わした経験が、現在の基礎を築いていると感ずっています。慶應ロースクールには、意識の高い仲間が集まり、実務系科目が充実していました。また、先生方には授業時間外にも質問に丁寧に答えていただき、恵まれた環境で勉強できたことが、今につながっていると感ずっています。

法曹の仕事はどの立場を選んでも、責任は重大で、事件を担当する上で壁に直面しますが、壁を乗り越えた瞬間に得られる喜びは格別です。司法試験の勉強は辛いものですが、その先には必ず大きなやりがいを感ずられる仕事があります。

※上記インタビュー記事は平成29年3月1日時点のものです。

「自ら証拠を集め、事実を解明していく面白さは、検察官ならではです。」



【検察官】 関戸 まり子 せきど まりこ
東京地方検察庁検事
2012年 青山学院大学法学部卒業
2014年 慶應義塾大学法科大学院修了 法学既修者コース
2015年 検事任官
2016年 東京地方検察庁

私は、検察官任官後、東京地検に配属され、半年間、公安部及び刑事部で捜査を担当し、現在は、公判部で裁判を担当しています。私は、捜査を担当していた当初、刑事事件の捜査とは、特に客観証拠を重視して証拠を収集し、それを吟味することにより事実を明らかにしていくものと考えていました。しかし、あるとき、ご指導いただいていた検察官から、被疑者の取調べのあり方について、「被疑者に自らの言葉で話をさせることが更生への一歩となる。被疑者供述以外の証拠を十分に収集し吟味するのは当然であるが、それだけでなく、被疑者本人に真実を語らせるように努めることが大切だ。」との指摘を受けました。私は、これを契機に、被疑者に真実を語ってもらうためには、被疑者が事件を起こすに至るまでどのような人生を送ってきたのか、なぜ今回このような事件を起こすこととなったのかといった事件の背景事情を踏まえた取調べを行うことが肝要であると感じ、取調べに対する考え方が大きく変わりました。その後、実際に、否認していた被疑者の取調べで、被疑者が「本当のことを話します。」と言って自ら真実を語ってくれたことがあり、その際には、検察官という仕事のやりがいを心から感ずることができました。私が検察官を選んだのは、司法修習において実際に捜査に取り組み、自らが捜査の主体となって事実を明らかにしていく過程に面白さを感じたからです。事件捜査により真実を解明し、正義を実現することが検察官の職務ですが、常にぶれることなく真実を追求する検察官の姿は、とても魅力的でした。

ロースクールは、合格率の高さから慶應を第一志望に選びました。実際に入学してみると、レベルの高い、有益な授業が多かったですし、実務家の先生からは、現場を経験したからこそその視点や知見をたくさん学ぶことができました。ロースクールの2年間は、司法試験に合格できるのかというプレッシャーが常にありましたが、親身になってくれる先生方に助けられ、優秀な仲間たちと切磋琢磨しながら、充実した時間を過ごすことができました。

※上記インタビュー記事は平成29年3月1日時点のものです。

「企業法務を中心に幅広い分野に取り組んでいます。」



【弁護士】 高木 佑衣 たかぎ ゆい
弁護士法人 御堂筋法律事務所 東京事務所
2010年 慶應義塾大学経済学部卒業
2013年 慶應義塾大学法科大学院修了 法学未修者コース
2014年 弁護士登録
2015年 弁護士法人 御堂筋法律事務所 東京事務所入所

弁護士として、企業法務から一般民事まで、幅広い分野の案件を手掛けてみたいとの思いがあり、一人ひとりの弁護士がオールマイティに活躍することを目指している御堂筋法律事務所に入所しました。

当事務所では、パートナーとアシエイトが、案件ごとに、複数名でチームを組んで対応するスタイルが採用されており、信頼のおける先輩弁護士の指導の下、弁護士になっても学び続けられる環境が整っています。また、パートナーを含めた他の弁護士やスタッフの顔を見ながら働くことのできる“風通しの良い”アットホームなオフィス環境もとても気に入っています。

入所して約2年間、組織再編、新規事業への参入、各種紛争対応や、日常的な契約書のリーガルチェックなど、企業法務を中心に様々な案件に携わってきましたが、最近では、中でも、金融機関であるクライアントからのご相談・ご依頼に対応する頻度が増えつつあるように感ずています。今後は、引き続き、幅広い分野を手掛けながら、金融商品取引法や銀行法などの研鑽を積み、金融法務に関する専門性を身につけていきたいと考えています。

私は、慶應の経済学部を卒業した後、慶應ロースクールに進学しました。

慶應は、ロースクールの成績と司法試験の合格率の間に強い相関関係があることで有名だったので、私は、入学当初から、慶應のカリキュラムや授業を信頼して過ごすことに決めており、実際に、先生方は、初学者でもスッと入り込めるような、非常に分かりやすい授業をしてくださりました。慶應のカリキュラムと授業を信頼し、先生方が教えてくださることを素直に咀嚼して、勉強を継続してきたことが、良い結果に繋がったのだと思います。また、実務家の先生の授業では、司法試験に必要な知識だけでなく、どこに何が書かれているのか分からないような複雑な法律の読み方なども教えていただきました。おかげで、実務で初見の法律に直面しても、臆することなく取り組んでいます。

慶應では、友人にも恵まれ、3年間本当に楽しく過ごすことができました。一緒に勉強した自主ゼミの仲間とは、今でも親しく交流しており、一生の財産を得ることができたと感じています。

※上記インタビュー記事は平成29年3月1日時点のものです。

「慶應ロースクールで得られた仲間や先生との繋がりは宝物です。」



【企業法務】 小林 裕紀 こばやし ゆき
新生信託銀行 経営管理部 部長代理
2006年 慶應義塾大学法学部卒業
2008年 慶應義塾大学法科大学院修了 法学既修者コース
2009年 法律事務所入所
2012年 新生銀行入行 新生信託銀行出向

私は、新生信託銀行で法務・コンプライアンス業務に従事しています。

弊社は、証券化を専門に扱う信託銀行として、投資家の様々な新しいニーズに対して信託を用いたソリューションを的確にいち早く提供する役割を担っています。弊社は判断の速さが売りの一つでもあるのですが、それを支えているのが一人一人の専門性の高さであり、また守備範囲の広さです。私も、専門は法務・コンプライアンスですが、訴訟対応、関係法令改正のフォローはもちろん、株主総会及び取締役会の運営等ガバナンスに関わる業務から、新規事業の立ち上げの法的サポート等まで、実に幅広く各業務に携わっています。

その中でも新規事業を立ち上げる際は全社が一丸となって共働り、目標に向かい進んでいきます。法的な課題だけではなく、事業戦略や設計、社内体制など全てに関わりながら課題をクリアし社内手続を進めていきますので、大変ではありますが企業の中で仕事をする面白さが凝縮されていると感じます。

会社を取り巻く環境は常に変化をしていますので、知識や情報のキャッチアップは欠かせません。私は会社で参加する研修だけでなく、三田法曹会が開催する実務研究会にも参加し、金融分野以外の最新判例や旬の実務感も学ぶようになっています。実務研究会ではロースクールでお世話になった先生方、先輩方にもお会いすることができ、卒業してからも慶應で勉強しているような楽しさがあります。このような場を通じて、卒業後も友人だけでなく先生方や先輩方とのネットワークが続いていくことも慶應の良さだと思います。時に悩んだり迷ったりしても、先輩方が親身にアドバイスをくださるので、いつも心強く感ずています。

慶應ロースクールは、実務を意識した実践的な授業が充実しています。企業の法務部門の活動を扱う授業も開設されており、授業には企業内法務の実務家がゲストスピーカーとして招かれています。こうした授業を通じてロースクール在学中から、法曹三者に加えて企業内弁護士の姿も具体的にイメージできることは、学生が将来を考えるにあたり良いヒントになるのではないかと感ずています。

※上記インタビュー記事は平成29年3月1日時点のものです。

慶應義塾ならではの強固なつながりが、
法曹としての未来をバックアップする。

「三田法曹会」は、1932年に発足した慶應義塾出身の法曹および司法修習生で構成される職域三田会*の一つで、現在3,758名*の会員が所属しています。ほかに類を見ないこの強固なネットワークの魅力について、慶應ロースクール出身のOB・OGの弁護士二人と、三田法曹会会員の弁護士二人に語り合っていました。

*三田会：慶應義塾出身のOB・OGで構成される組織
*2017年4月10日時点

菅原 まず、本日もお越しいただいた山根先生と山本先生の現在の業務内容をお教えてください。
山根 私の事務所は様々な企業の顧問を務めており、そういったクライアントの日々の法律相談をはじめ、訴訟やM&A、また離婚や相続などの家事事件に至るまで広範な業務に関わっています。
山本 私の事務所も様々な企業の顧問を務めており、知財をはじめとした日々の法律相談を行うほか、倒産にも強く、管財人を受任するケースが多くあります。株主代表訴訟にも被告役員側として対応していますね。
菅原 現在のお二人の仕事に、慶應ロースクールで学んだことはどのように役立っていますか？

山根 企業法務ワークショップ・プログラムにおける実務家の先生方の指導で、合弁会社を一からつくるシミュレーションを行いました。そこで契約を締結し、その後会社の定款を作成するまでの手続きを学んだことは、まさに現在の仕事に直結していますね。
山本 私も、商法総合や民法総合で学んだことがそのまま生きています。先生方が作成してくださったレジュメなど、今でも仕事の参考にしています。普段の授業が実務に役立っていたと本当に実感していますね。
菅原 では、三田法曹会に話を移します。どのような活動をしているのかをお教えてください。

福井 会員同士の交流をはかる催しのほか、実務を勉強する研修会を行ったり、司法試験合格者祝賀会を開くといった活動をしています。
菅原 実務研究会の具体的な内容とは？
福井 2カ月に1回ほど、主に慶應出身の裁判官、検察官、弁護士に来ていただき、それぞれの専門分野について講演をしてもらったり、法改正があった時に慶應の研究者の先生に来ていただいて解説してもらおうといったことです。
菅原 交流のほうはいかがでしょう？
福井 年に1回、家族を帯同しての家族会を開いたり、ゴルフコンペを行ったりしています。また年1回、地方で交流会も行います。さらに、最近では、女性会員だけの集まりもできました。ベテランから若手まで60人ほど集まったと聞いています。
山本 私も今後はぜひ参加してみたいと考えています。

菅原 山根さんと山本さんは、三田法曹会の存在はいつごろから意識するようになりましたか？
山根 最初に意識したのは、合格祝賀会の時です。実際に会場に行ってみると、ロースクールや学部時代にお世話になった先生方や実務家の先輩が大勢いらしてとても身近な存在に感じました。また、私は学部時代から慶應出身の先生の法律事務所でアルバイトをさせていただいていたのですが、その先生もいらっしまったのでなおさらでしたね。
山本 私も最初は祝賀会でした。その会場でお世話になった先生方から、弁護士とはどういう職業なのかという話を伺ったり、どんな事務所が向いているかアドバイスをいただいたりと、自分にとっては貴重な経験となりましたね。

菅原 お二人の話でもわかるとおり、三田法曹会は長い法曹人生の糧となる人脈の起点になり得る場ということですね。福井先生、長く所属されているお立場から、三田法曹会の意義や効用といったことについてお話しください。
福井 会員同士、お互いに信頼関係が成立していることが挙げられると思います。仕事で同じ案件を共にする時などは、信頼関係があるので、仕事がスムーズに運びますし、相手方となった場合にも、無用な誤解を生ずることなく、場合によっては円満に解決することができます。また、利益相反で直接受任できない場合、三田法曹会の先生を紹介したり、されたりということもよくありますね。実際、顧問先の社外役員、株主代表訴訟の被告役員の代理人、第三者委員会の外部委員に就任してもらうなど、三田法曹会のネットワークは大いに活用してもらっています。

山根 1年目から民事再生事件に関わりましたが、その事件の監督委員がなんと私も受講していた慶應の倒産法の先生だったのです。私の顔と名前を覚えていただき、おかげで私が窓口となって進めたその事案はスムーズに進めることができました。三田法曹会の繋がりがひょんなところで生まれましたね。
菅原 三田法曹会のネットワークを自然に利用するという傾向は確かに強いと思いますね。法律家を続けていく中で、このネットワークは大きな武器になると思います。また、若手にとっては実務家の先輩を知る恰好の場所ですね。私も実務研究会の講師に招かれたりしますが、30~40人も集まって活発に議論しています。そうした場で人脈をどんどんつくっていきましょう。
ところで、もう一つ気になるところは就職だと思っています。今の事務所に入るに当たっては、三田法曹会とどんな関わりがありましたか？
山本 就職が決まる前の合格祝賀会で、どんな事務所が向いているのか、特に女性としてはどんな事務所・企業がいいのかというアドバイスをいただいたことは、本当に役に立ちました。おかげで自分の事務所選びの基準をつくることができましたから。また、祝賀会の直前に三田法曹会主催の就職ガイダンスがあり、そこで履歴書の書き方を教えていただく機会があったのですが、それはとても参考になりましたね。
山根 先輩はどなたもとても親身に相談に乗ってくれました。特にアルバイトでお世話になった事務所の先生は、事務所選びの心得から履歴書の添削まで指導していただき、大いに助けていただきました。また、ある先輩には飲み連れに行っていて、将来のことや自分の適性など、真剣に話をしてくださったのです。自分の将来を深く考えることができましたね。
菅原 慶應で授業を受けた先生と親しくなって、その先生の事務所に入るという人も少なくありません。そのように直接的な繋がりはなくても、自然とバックアップされているということが慶應には大いにあります。他学の人から羨ましがられることもしばしばですね。
ところで、三田法曹会の実務家がロースクールに数多く送り込まれていますが、彼らの授業の質やサービス精神はいかがでしたか？
山本 皆さん本当に親身になって面倒を見てくださいました。また、力を入れて作成してくださったレジュメがわかりやすく、そのまま実務に生かせるものでした。さらに合格後は、後輩として飲み会にも連れて行って相談に乗ってくれたり、ずっと親身でいてくださっています(笑)。

山根 実務家の先生に教えていただいたことはそのまま現在の執務に生きています。教員と学生との関係というよりも、先輩後輩という感じで面倒を見てくださっているように思えますね。卒業後も何かと相談に乗ってくださり、改めて三田法曹会は人脈が築けるいい制度だと認識しています。
福井 慶應義塾には「半学半教」という言葉がありますが、教員にその精神は強いんですね。
菅原 「半学半教」、いい言葉ですね。ちなみに、一般的には三田会は強固なだけに閉鎖的であると思っている人が少なくないようです。実際はどうなのでしょう？
福井 慶應ロースクールの学生の7割は慶應以外の出身者で占められています。そのOB・OGが続々加わっている三田法曹会は、決して閉鎖的ではないと思いますね。
菅原 1日でも慶應に在籍すれば仲間、という雰囲気がありますよね。
山根 そう感じます。実際、私のクラスメイトにも他学出身者がいましたが、自主ゼミを組み、みんなで一緒に合格しようという雰囲気がとても濃厚でした。2~3年間みっちり学んで卒業すれば、同じ三田法曹会の一員だと思います。

山本 かつては司法修習の同期が「同じ釜の飯を食った仲間」として生涯の仲間となったけれども、修習期間が短くなって修習同期の関係が希薄化していると聞きました。しかし、今はロースクールの同期生がまさにそんな存在だろうと思います。特に慶應は「全員で合格する」という空気が強いですから、なおさらだと思います。そこに慶應出身、他学出身は関係ないと思いますね。
菅原 そう聞いて安心しました(笑)。では最後に、お二人は今後、後輩にどのように接していきたいと考えているかをお聞かせください。
山本 やはり、後輩の出身校が慶應と聞くだけで、「なんて可愛い後輩」と思ってしまう(笑)。こんな後輩たちと三田法曹会で交流を深めたりしながら、少しでも後輩たちの役に立ちたいな、と思っています。

山根 慶應のある授業にゲストとして参加した時、自分の経験談を真剣に聞いてくれました。今まで先輩には大変お世話になってきたので、そんな形で少しでも後輩に還元できれば嬉しく思います。また、私の事務所にも毎年慶應の学生がエクスターンで来ていますが、短い期間でもいろいろなことを経験していただき、相談にも乗ってあげたいと思っています。

山根 慶應のある授業にゲストとして参加した時、自分の経験談を真剣に聞いてくれました。今まで先輩には大変お世話になってきたので、そんな形で少しでも後輩に還元できれば嬉しく思います。また、私の事務所にも毎年慶應の学生がエクスターンで来ていますが、短い期間でもいろいろなことを経験していただき、相談にも乗ってあげたいと思っています。

三田法曹会は
慶應義塾大学法科大学院を
全面的にバックアップしています。

慶應義塾では、塾祖の福澤先生の時代以来、「半学半教」の精神が受け継がれています。これは、「教える者と学ぶ者との師弟の分を定めず、先に学んだ者が後で学ぼうとする者を教える。」という考え方です。

三田法曹会(慶應義塾出身の裁判官・検察官・弁護士・司法修習生で構成されるOB会)では、半学半教の精神に則り、慶應ロースクールの立ち上げとその後の運営に、全面的に協力しています。まず教育面では、現在、実務家専任教員の3分の2近くが三田法曹会会員であり、実務基礎科目や展開・先端科目だけではなく、民法総合、商法総合、民法総合、刑事法総合といった法律基本科目についても担当しています。そして正規科目の非常勤講師、学習支援ゼミ、修了生支援ゼミ、学習相談会、模擬裁判等の担当者を含めると、約90名の三田法曹会会員が後進の指導にあたっています。また、三田法曹会会員の所属する多くの事務所で、エクスターンシップの学生の受け入れを行っております。

学習支援ゼミでは、必修科目の基礎的理解および基礎的能力を補完するため、授業で使用している教材や関連する設題等をもとに、学習の助言、法律文書作成の指導等を行っており、また学習相談会では、学生からの様々な悩みを受け、アドバイスをしております。

経済面においても、模擬裁判教室設置やグローバル化のための寄付、必要性及び成績をもとに奨学金を交付するための基金設置などの支援を行っていますし、さらに三田法曹会主催により、就職説明会を実施するなど、司法試験合格後のフォローアップについても協力しています。

弁護士・慶應義塾大学法務研究科教授
三田法曹会副会長
福井 琢



【司会：弁護士】
菅原 貴与志 すがわら たかよし
1979年 慶應義塾大学法学部卒
1981年 同経済学部卒 小林総合法律事務所
慶應義塾大学法務研究科教授

【三田法曹会代表：弁護士】
福井 琢 ふくい たく
1985年 慶應義塾大学法学部卒
柏木総合法律事務所代表弁護士
慶應義塾大学法務研究科教授

【法科大学院修了代表：弁護士】
山根 航太 やまね こうた
2010年 慶應義塾大学法学部卒
2012年 慶應義塾大学法科大学院修了
2013年 12月 弁護士登録
虎門中央法律事務所

【法科大学院修了代表：弁護士】
山本 純代 やまもと すみよ
2010年 慶應義塾大学法学部卒
2012年 慶應義塾大学法科大学院修了
2013年 12月 弁護士登録
東啓総合法律事務所

在学中から修了後まで、未来を見据えた
きめ細やかなサポート体制が整っています。

クラス担任

1・2年生は各クラスにクラス担任を置き、学習、進路、その他の相談に応じます。未修者コース入学者は2年間にわたりクラス担任からのサポートを得ることができます。

学習支援制度

慶應義塾大学法科大学院では、正規の授業を補完する学習支援体制が充実しており、全国有数の司法試験合格実績に結びついています。自身も法科大学院で学んだ修了生である若手弁護士等が講師を務め、正規授業による知識・理解の定着をサポートしつつ、法的思考能力・法的文書作成能力を向上させるための指導を行っています。内容上の質問や学習の進め方に関する相談はもちろん気軽にできますし、懇親会などの機会に担当講師の受験生や若手法曹としての経験談を聞くことも有意義でしょう。具体的には、以下のようなラインナップとなっています。

■ 学習支援ゼミ・グループ別学習支援ゼミ

各学年の必修科目に対応して多数展開する補修ゼミです。2・3年次の科目に対応する「学習支援ゼミ」では、正規授業で扱われる事例問題などを素材として、講義、起案指導などの方法により、基本的な知識・理解及び法的思考能力・法的文書作成能力の向上を図っています。1年次の科目に対応する「グループ別学習支援ゼミ」は、専任の研究者教員や修了生である若手弁護士が担当し、学習の進度に応じて、正規の授業の中で特に重要性が高い事項を反復し、基本的な知識・理解を確実に定着させ、基本的な事例に関する起案指導などを通じて、授業で得た知識・理解及び法的思考能力を法的文書作成へとつなげる学習の入門編としての役割を果たしています。

■ 学習相談会

慶應義塾大学法科大学院では、全学年を通して、個別の学習相談のための制度を設けています。学習相談会では、若手の修了生や助教を務める修了生が、院生の個別の学習相談に応じます。相談内容としては、法律基本科目や法律実務基礎科目などの正規の授業科目の予習・復習に関する学習相談、学生間の自主的なゼミでの学習方法に関する相談、その他、将来の進路に関する相談などが想定されます。また土曜日には、未修者コースの院生を対象として、同一の講師が科目横断的かつ継続的な指導を行う補習ゼミを開講しています。講師が個々の院生の全体的な学習状況をよりよく把握し、より効果的な学習相談につながります。院生の皆さんは、遠慮せずに、何でも相談してください。

学習支援ゼミ、修了生支援ゼミ、学習相談会、模擬裁判等でお世話になっている方を紹介します。

この他、三田法曹会からは様々な形でサポートいただいています。(50音順・敬称略)

- 石井林太郎 岩崎崇 内野寛信 内海光弥 荻山剛 上林典子 川中啓由 雲居寛隆 倉持麟太郎 齋藤文彦 櫻井良太
佐藤省吾 関口恭平 瀧澤澤 田島潤一郎 千葉陽平 寺田弘晃 富田啓輔 長野孝昭 水野泰孝 毛呂直輝 安田栄哲 山根航太

オフィス・アワー

各授業科目の担当者が年間を通じてオフィス・アワーを設けています。クラス担任以外の教員からも個別に指導や助言を受けることができます。

修了生の支援

慶應義塾大学法科大学院は、修了生フォローアップ委員会を中心として、様々な形で、修了生のフォローを行っています。具体的には、①修了生は、修了後も、司法試験受験までの一定の期間、特別研修生として登録すれば、自習室、ロッカーなどの施設を利用して、学習を継続することが可能です。また、②修了後も科目等履修生として登録すれば、一部の授業や、「修了生支援ゼミ」を履修し、先輩である若手弁護士の親身な指導を受けることができます。その他、③各種講演会、司法修習の導入講座も兼ねた勉強会、就職相談会なども実施しています。さらに、レベルアップを望む修了生は、④リサーチペーパーの執筆も可能ですし、⑤修了生を対象としたグローバル化対応プログラムに参加することができます。(詳しくはP.28の「国際交流」を参照してください)

■ 法曹リカレント教育(KLS-CLE)プログラム

法務研究科では、平成26年度から法曹リカレント教育(CLE: Continuing Legal Education)を開始しました。これにより、実務法曹として活動を開始した後でも、在学中には十分に勉強できなかった先端領域の科目や主として英語により行われる科目の授業に参加し、法曹としての専門性を高めることができるようになりました。平成27年度からは、租税法・労働法・経済法・知的財産法・環境法・倒産法・グローバル法務の7分野について「専門法曹養成プログラム(専修)」を開設しました。これは、日常の業務においてこれらの法分野の知識の必要性を痛感しながらも、なかなか基礎から学び直す機会のない職業法曹のニーズに対応するプログラムで、修了者には法分野ごとの「修了認証」が与えられます。また、租税法・労働法・経済法・知的財産法・環境法・倒産法については、さらに高度な「専門法曹養成プログラム(専門)」を開設し、リサーチペーパーを執筆しつつ、経験を積んだ法曹の知識と能力のブラッシュアップのニーズに対応しています。このほか、法曹の職域拡大に関するフォーラム・プログラムや、英語による法務文書作成を扱う科目など、多彩な科目群の中から、自分の興味関心に応じて1科目から履修できる「個別科目履修プログラム」も充実しています。

就職サポート

塾法科大学院修了後、多くの修了生が弁護士登録を行い、法律事務所に就職しています。また、毎年20名前後の修了生が、判事補や検事として任官しています。法曹資格の有無を問わず、官庁や企業で活躍する修了生も多数います。修了生フォローアップ委員会において、法律事務所や企業等の説明会、修了生による就職セミナーを随時開催するなど、広く就職サポートを行っています(詳細は法科大学院ホームページをご覧ください)。また授業の中においても、エクスターンシップの他、フォーラム・プログラムでは、職域拡大の趣旨から、企業や官庁、国際機関などで活躍している様々な方々をゲストスピーカーとしてお招きして、最先端の実務の動向についてお話を伺うことができます(P.14参照)。



エクスターンシップ

エクスターンシップ概要

科目名	●エクスターンシップ(法律事務所)	開講学期年	●2年次・3年次 春学期(派遣期間は夏休み期間のみ) ※エクスターンシップ(海外)は春・夏休みいずれも派遣。	成績	【2016年度の派遣実績】
	●エクスターンシップ(官庁・企業等) ※法テラスは法律事務所を含む ※自己開拓は申請者の派遣希望先をもとに、エクスターンシップ委員会にて派遣先として相応しいかを判断し、派遣を認めます。		●合格(P)または不合格(F) 各受け入れ先の評価および派遣学生からの報告書をもとに、総合的に評価する。		●エクスターンシップ(法律事務所) 法律事務所: 104カ所 / 115名派遣 法テラス: 11カ所 / 11名派遣
	●エクスターンシップ(海外)(ASEAN、国際機関) ASEAN: 国際協力機構(JICA)等の現地事務所 国際機関: 政府間国際機関や非政府団体等		各1単位。在学中の複数年度または同一年度において、エクスターンシップ(法律事務所)とエクスターンシップ(官庁・企業等)、エクスターンシップ(海外)の科目を履修することができます。ただし、履修を希望しても選考の結果、派遣されない(履修が認められない)場合がありますので、柔軟に履修計画を立ててください。		●エクスターンシップ(官庁・企業等) 官庁: 4カ所 / 7名派遣 企業: 16社 / 17名派遣
単位				●自己開拓 法律事務所: 3カ所 / 3名派遣 官庁: 1カ所 / 1名派遣	●エクスターンシップ(海外) ベトナム・カンボジア / 12名派遣 UNCITRAL(韓国・ソウル) / 1名派遣 国連宇宙部(ウィーン) / 1名派遣(2015年度) JICAラオス事務所 / 1名派遣(2015年度)

[キャリア・サポート・フォローアップ・センター]

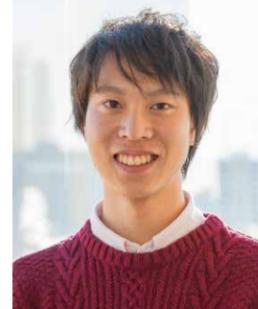
塾法科大学院では、キャリア・サポート・フォローアップ・センターを通じて、在学生に対するキャリア教育と修了生に対するキャリア支援を充実すべく取り組んでいます。例えば、企業内弁護士(インハウス)を志望する修了生向けに、集中キャリア説明会(右欄参照)を開催しました。また、法律事務所や、官公庁の説明会も、随時開催しています。就職情報会社と連携した就職セミナーも開催する予定です。



[集中キャリア説明会]

2016年度は、企業内弁護士を志望する修了生を対象として、大手企業10社が一堂に会する集中キャリア説明会を実施しました。冒頭、就職情報会社担当者によるセミナーを行い、企業への就職活動を始めるに当たって準備すべきことや企業研究・業界研究の重要性などについて解説してもらいました。その後、リレー形式の説明会(各社30分ずつ)を行い、参加企業各社における法務業務の実際、キャリアパス、求める人材像、採用関係情報などの説明が行われました。参加した修了生からは好評を得ました。2017年度も開催を予定しています。

VOICE エクスターンシップ



机上の学習で狭くなりがちな視野が広がり
法曹への夢も一層広がります。

エクスターンシップでは、法律事務所や官庁、一般企業に一定期間派遣され、派遣先での研修を通じて実務について学ぶことができます。私は本プログラムに参加したことで、かねてより関心を抱いていた法分野についてより深く知り、その実務の具体的なイメージを掴むことができました。さらに、なじみの少なかった法分野についても興味を持つきっかけとなりました。このように、本プログラムでは、将来どのような

分野で法実務に携わっていきたいのかを考える上で貴重な経験をすることができ、キャリア形成の面で大いに役立ちます。また、エクスターンシップの醍醐味は、各分野の実務に直接触れることを通じて、普段の授業で学ぶ理論が実社会でどのように解釈・適用されているのかを肌で感じることができることです。それにより、机と向き合う勉強によって狭くなりがちな視野を広くもつ契機となるとともに、法曹への夢が一層広がり、普段の勉強へのモチベーション向上にもつながります。

〈グローバル・プレーヤーとしての法曹〉の養成を目指して。



慶應義塾大学法科大学院の設立の理念の三つの柱のうちの一つは、「国際性」です。慶應義塾大学法科大学院の重要な使命は、〈グローバル・プレーヤーとしての法曹〉を養成することです。そのために、諸外国のトップクラスのロースクールとの間で、密接な提携・交流関係の構築を進めています。在学生の交換留学、提携校からの招聘教授による授業などの事業を行っています。さらに、慶應義塾大学は世界各地の多数の著名大学との間で交換留学協定を結んでおり（http://www.ic.keio.ac.jp/aboutic/partner_univ.html 参照）、これらに基づく留学等も可能です。慶應義塾大学法科

大学院は、毎年世界から多くの留学生を受け入れています。2017年4月から新たに英語で授業を行うグローバル法務専攻が併設され、これまでと比べてグローバル系科目が飛躍的に増加します。修了生のグローバル系の科目履修や海外提携校のサマー・スクール・コース（ワシントン大学及びメルボルン大学）の履修について財政的援助をしています。2015年度からは、秋入学を活用した半年の留学コースを開設しました（P.31参照）。慶應義塾大学法科大学院は、広く国際社会における法曹ネットワークに参加する意欲のある皆さんが、国際社会に羽ばたいて行くことを応援しています！

法科大学院交換留学協定校一覧（2017年4月30日現在）

国	協定校	留学生受入実績	国	協定校	留学生受入実績	国	協定校	留学生受入実績	
アメリカ	コーネル大学 ロースクール	10	韓国	延世大学校 ロースクール	4	フランス	パリ政治学院ロースクール	6	
	ジョージタウン大学 ロースクール	9		成均館大学校 ロースクール	0		パリ第13大学	0	
	カリフォルニア大学ロサンゼルス校ロースクール	12		梨花女子大学校 ロースクール	1		ドイツ	ベルリン・フンボルト大学	7
	ウィリアム&メアリー大学ロースクール	4		中央大学校 ロースクール	0			ハンブルク大学法学部	0
	ワシントン大学 ロースクール	1		西江大学校 ロースクール	2		スイス	チューリッヒ大学法学部	3
	イリノイ大学 ロースクール	2		全南国立大学校 ロースクール	1				
カナダ	プリティッシュ コロンビア大学法学部	2	中国	清華大学 ロースクール	4				
ニュージーランド	オークランド大学法学部	5	台湾	国立台湾大学	1				
			シンガポール	シンガポール・マネジメント大学	2				

アメリカのロースクール(LL.M.)への1年留学



志澤 政彦 しざわ まさひこ
2011年 慶應義塾大学
法学部卒業
法学未修者コース

慶應ロースクールの支援を受け、米国カリフォルニア大学ロサンゼルス校(UCLA)のLL.M.プログラムへと留学してきました。7月にはニューヨーク州司法試験を受験予定です。本場のソクラティック・メソッドに対応するための授業準備は大変ですが、濃い時間を過ごせています。専門分野を定めて履修することで、世界中から来た同分野の優秀な法律家たちと深いかかわりができます。模擬交渉やエクスターンシップも経験しました。文化の違いも乗り越え、良い友人にも恵まれました。日本で働き始める前にさらに1年間を学生として過ごすことに不安はありますが、語学力や異文化への対応力を向上させるためにはできるだけ若いうちに海外に出るべきであり、今のうちに必ず掴むべきチャンスです。国際的な分野で活躍したい人や学術研究に携わりたい人には特に勧めます。

ワシントン大学 ロースクールサマープログラム



吉間 慎一郎 きちま しんいちろう
最高裁判所司法研修所 第70期司法修習生
2016年 慶應義塾大学法科大学院修了
法学既修者コース

2016年9月の2週間、ワシントン大学ロースクールのサマープログラムに参加してまいりました。このプログラムはLL.M.の準備講座として位置づけられており、受講生のほとんどがLL.M.の学生でした。受講生は世界中の法律実務に携わる人びとがほとんどでしたが、だからこそ、法律実務に就く前に行った価値があったと感じています。授業では、アメリカ法はもちろんのこと、法律英語や自己分析まで広く扱い、大手法律事務所や地方裁判所への見学もありました。授業では、受講生は自分の意見を述べることを求められ、予習量も多く大変でしたが、次第に授業にも慣れ、友人と交流する時間もつくれるようになりました。世界各国の法律家と交流することで、日本の法制度の在り方や日本人の法意識を批判的に考察するよい機会にもなりました。このような経験をギャップタームにできたことは、今後の大きな力となっていくと感じています。

慶應義塾大学法務研究科は、2017年4月より、既存の法科大学院である「法曹養成専攻」(J.D.)に併設して、標準修業年限1年で学位取得可能な「グローバル法務専攻」(LL.M.)を開設しました(使用言語:英語)。

【養成する人材】

渉外法務などグローバルなフィールドで活躍できる法曹およびグローバル企業・国際機関のリーガル・スタッフを養成します。そのために次の方々を受け入れます。

- ① グローバル案件の担当能力の向上を目指す弁護士・法科大学院修了生
- ② グローバル企業の法務スタッフ
- ③ 日本やアジアでの法律実務に興味を持つ海外からの留学生 (J.D.取得者)
- ④ 修士号を取得し国際機関で働くことを希望する学部卒業生



【カリキュラム・ポリシー】 Global Legal Practice (グローバル法務)を学ぶ9つの科目群

Core Program

- Japanese Law and Asian Law in Global Practical Perspective
- Global Business and Law
- Global Security and Law
- Practical Training (Negotiation, Arbitration, Drafting, Moot Court, Internship)

Elective Program

- Area Studies
- Current Legal Issues
- Comparative Law
- Legal Research and Writing
- Innovations and Intellectual Property Law

【出願資格およびアドミッション・ポリシー】

- 大学(学部)を卒業した者(飛び級、卒業見込みの者を含む)に出願資格が与えられます。
- アドミッションズ・オフィスにより選考
 - ・ 法学の基礎の修得(法学部卒業程度)が求められます。
 - ・ 英語能力(英語を母語としない者は、TOEFL、iBT、IELTS、またはTOEICのいずれかのスコア1点を提出する必要があります。)
 - ・ ステートメント・推薦状
- 完全セメスター制ですので、春入学(4月)および秋入学(9月)のいずれも可能です。

【ディプロマ・ポリシー】

- 取得できる学位: グローバル法務専攻専門職学位課程(法務修士)
(注)本学位は、日本や諸外国の司法試験受験資格とは関係ありません。
- 修了に必要な単位(30単位以上)
- 履修モデル
 - 1年モデル(原則)
法律実務の基礎を修得している者(法科大学院修了またはそれに準ずる者)
 - 1.5年または2年モデル(パートタイム)
ゆっくり学ぶことを希望する弁護士等の社会人
学部卒業生(1年で修了することも可能です)
- 海外提携校への半年の留学(15単位を上限として認定)
提携校: コーネル大学、ジョージタウン大学、カリフォルニア大学ロサンゼルス校、ワシントン大学(以上アメリカ)、パリ政治学院(フランス)、延世大学校(韓国)、清華大学(中国)、国立台湾大学(台湾)、シンガポール・マネジメント大学(シンガポール)など
- ワシントン大学ロースクール(シアトル)とのダブルディグリー・プログラム

世界展開力の強化

慶應義塾大学法科大学院(KLS)は大学の世界展開力を推進すべく、特に世界の成長センターとなりつつあるメコン地域諸国の大学とのネットワークを強化しています。2016年度からグローバル法研究所を開設し、「アジア発グローバル法務人材育成プログラム」(Program for Asian Global Legal Professions: PAGLEP/<http://keiglad.keio.ac.jp/paglep>)を開始しました。その一環としてKLSの学生をパートナー大学(*)に派遣し、海外エクスターンや授業の履修を可能にするほか、留学生の受入を行っています。PAGLEPは履修学生のグローバルな視野からの問題解決能力の強化を目指しています。

*ハノイ法科大学、ホーチミン経済法律大学(以上ベトナム)、パニヤサストラ大学(カンボジア)、ラオス国立大学(ラオス)、タマサート大学(タイ)、ヤンゴン大学(ミャンマー)



海外エクスターンシップ体験談



松岡 絵津子 まつおか えつこ
2015年
国際基督教大学教養学部卒業
法学未修者コース

私は春休み海外エクスターンシップに参加し、ベトナム国立経済法科大学(UEL)において現地大学生と比較法解釈を学ぶことができました。事前に準備した共通課題についてお互い英語でグループ・プレゼンテーションを行い、日本民法及びベトナム民法に基づく場合の相違点について議論しました。日頃見慣れた民法概念も改めて人に説明することの難しさを痛感し、大変勉強になりました。今回の何よりの収穫は、私たちを温かく迎えてくれた学生たちとの出会いであり、着々と発展を続けるベトナムの未来を担っていくのであろう彼らの高い志にふれることができたことです。

◀ KLS生のプレゼンテーションに対して、熱いディスカッションが展開される様子(パニヤサストラ大学(カンボジア)にて)

アクセスに優れた「丘の上」には、
静謐さが漂う学問の庭が広がっています。

創立以来の歴史と伝統が刻まれた三田キャンパス。

日本最初の演説会堂「三田演説館」や赤レンガが印象的な図書館旧館は、明治の息吹を今の時代に伝え、アカデミックな雰囲気を漂わせています。幾多の偉大な先人たちが育んだ三田の空気を、存分に味わってください。

南館は、地上11階、地下5階の建物です。教室や模擬法廷、自習室や教員室など、法科大学院にとって必要な設備が全てそろっているほか、図書室も整備されています。また、かつてイサム・ノグチと谷口吉郎のコラボレーションによって造られた萬來舎も新たな創造物として移築されています。



模擬法廷

南館には法科大学院の授業で使用する「法廷教室」がある他、ディスタンス・ラーニング室に可動式の法廷設備を設置し、法廷教室として使用することができます。いずれにも充実した最新AV機器が備えられ、それらを活用して模擬裁判の授業を行います。また、裁判員制度にも対応できる法廷設備を整えています。



自習室
南館内に自習室があり、個人用のロッカーも設置されています。

南館図書室

慶應義塾大学では各キャンパスにメディアセンター(図書室)を設置しており、全てのメディアセンターが利用できます。蔵書数は全体で490万冊にのぼり、その他データベースや電子ジャーナルも多数収集し、大学図書室としては国内有数の学術情報を有しています。南館図書室には法務研究科のリザーブブック(教員が授業のために指定した資料)・法律雑誌、法律・政治・経済・経営分野の専門書が配架されています。



〒108-8345 東京都港区三田 2-15-45
 学生部法務研究科担当 TEL:03-5427-1778(教務)
 TEL:03-5427-1609(入試)
 JR山手線・京浜東北線「田町」駅下車(徒歩8分) / 都営地下鉄浅草線・三田線「三田」駅下車(徒歩7分) / 都営地下鉄大江線「赤羽橋」駅下車(徒歩8分)

慶應義塾大学法科大学院(KLS)では、法曹を志す方々のさまざまなニーズに合わせた多様なコースを展開しています。2015年度に開始した「未修チャレンジコース」(未修科目の一部を入学前の秋学期に履修。開講は6限(18:10~19:40)または土曜)に加えて、2016年度からは、既修者コースに、学部3年生が訴訟法を除く4科目だけで合格できる特別枠(20名)を設けました。法曹に関心はあるが、訴訟法についてはまだ自信がないという3年生も、ぜひKLSの門を叩いてください。

[法学未修者コース]

未修一般コース(4月入学)

原則型のコースです。1年次に法律基本科目の基礎を学びます。2年次からは既修者コースの学生と合流し、より深く、より実務に近いことがらを学びつつ、並行して選択科目も学習し、法律家としての視野を広げます。2018年4月に入学、2021年3月に修了し、同年5月の司法試験合格を目指します。

2017.9	合格	1年	2年	3年	2021.5
入試	合格				司法試験

未修チャレンジコース(9月履修開始・4月入学)

1年次の法律科目(30単位)のうち、「民法I」と「刑法I」(計6単位。授業は平日6限又は土曜日に開講)を、入学前の秋学期(2017年9月開始)に先行履修するコースです。法学の基礎を学びながら自己の適性と関心を見極めた上で、2018年4月から正式入学するかを判断できます(修了時期は、原則型コースと同じ2021年3月です)。大学既卒者および慶應義塾大学以外の大学学部在籍者は、未修者コース入試に合格後、「科目等履修生」として登録することで上記2科目を履修できます。慶應義塾大学の学部在籍者は、所属学部が認める場合には、「自由科目」として上記2科目を履修できます(正式入学するためには未修者コース入試に合格する必要があります)。本格的に法曹を目指すか迷っており、又は早めに学習を開始し、じっくりと取り組みたい社会人や非法学部出身の方にお勧めです。

2017.9	合格	民法I 刑法I 履修	1年 (民法I・ 刑法Iは 履修不要)	2年	3年	2021.5
入試	合格					司法試験

[法学既修者コース]

既修一般コース(6科目入試・4月入学)

原則型のコースです。未修者コース1年次の法律基本科目の履修が免除され、2年次からスタートします。2018年4月に入学し、2020年3月に修了、同年5月の司法試験合格を目指します。

2017.9	合格	2年	3年	2020.5
入試	合格			司法試験
法律6科目				

既修学部3年生コース(4科目入試・4月入学)

学部3年生が憲法、民法、刑法および商法の4科目のみで合格できる特別枠(約20名)です。一般6科目入試と同一時間帯に同一の問題で実施し、併願も可能です。学部3年生で法曹に関心を持っている方はぜひチャレンジしてください。なお、本枠での合格者は、入学前の春休みに訴訟法科目認定試験(民事訴訟法、刑事訴訟法)を受験します(そこで水準に満たない場合、入学後に対応する科目を履修します)。

2017.9	合格	訴訟法科目 認定試験*	2年	3年	2020.5
入試	合格				司法試験
法律4科目					

* 水に準に満たない場合、対応科目を追加履修

既修半年留学コース(6科目入試・9月入学)

一般6科目入試の合格者で希望者について、入学時期を半年早め、2017年度秋学期と2018年度春学期をKLS2年生として在学した上で、2018年度秋学期に海外提携校のロースクールに半年間留学し、2019年度春学期からはKLSに3年生として復帰します(修了時期は、4月入学コースと同じ2020年3月です)。

2017.9	合格	2年 秋学期	2年 春学期	海外LSに 半年留学	2019.4	3年	2020.5
入試	合格						司法試験
法律6科目							

詳細および最新情報は、慶應義塾大学大学院法務研究科のウェブサイト (<http://www.ls.keio.ac.jp>) および入学試験要項(ウェブサイトから入手可能)で確認してください。

■入学者選考のねらい

慶應義塾大学大学院法務研究科法曹養成専攻(法科大学院)では、国際性、学際性、先端性を備え、21世紀の社会を先導する法曹の育成を目指しています。

入学者選考においても、志願者が将来そのような法曹として社会で活躍するために十分な資質、潜在能力、意欲を備えているか否かを、様々な資料から総合的に判断して選考を行います。

選考では、志願者が、大学における学部を中心とした教育を通じて、専門的な学識、一般的な教養、外国語能力などを十分に修得してきているか否かを重視して判断しますが、社会人としての経験を有する志願者については、その経験を通して、いかにして高度な専門知識を身につけ、豊かな人間性を培い、新たな法曹への意欲を育んできたかについても考慮します。以上の趣旨から、法学未修者コース・既修者コースのいずれについても筆記試験(法学未修者コースは小論文試験、法学既修者コースは法律科目試験)の他に、適性試験、学部成績等の資料を評価対象に加えています。

さらに、志願者報告書を通して、志願者が大学学部・大学院などにおいて、どのような問題意識に基づいて学習・研究を行ってきたか、社会人として経験を有する者については、どのような経験を有し、何を身につけたか、またそれを通して法曹への意欲をどのように育んできたか、ということを判断しようと考えています。

■法学既修者コース 学部3年生4科目入試について

学部3年生が憲法、民法、刑法および商法の4科目のみの論述式試験により合格できる既修者コースの特別枠(約20名)です。6科目入試と学部3年生4科目入試は、上記4科目については同一時間帯に同一の問題により実施します(併願も可能です)。詳細については、P.31を参照してください。

■入学者選考のスケジュール

出願受付期間：2017年7月17日(月)～7月24日(月)[締切日消印有効]

筆記試験日：法学未修者コース：2017年9月3日(日)

法学既修者コース：2017年9月2日(土)

合格発表日時：2017年9月12日(火)午前10時

■募集人員

募集人員	法学未修者コース	法学既修者コース (6科目入試)	法学既修者コース (学部3年生4科目入試)
220名	約50名	約150名	約20名

■出願資格

大学を卒業した者または2018年3月までに卒業見込みの者(早期卒業を含む)

その他法令および本研究科学則に定められた入学資格を有する者または2018年3月までに有する見込みの者

*法学未修者コース、法学既修者コース(6科目入試、学部3年生4科目入試)のいずれにも、出身学部を問わずに出願可能です。

(併願も可能です。併願による有利、不利はありません)

*いずれのコースにも飛び級による出願が可能です(詳細については入学試験要項を参照してください)。

*2017年9月入学(既修半年留学コース)については、入学資格を有しなければならない時期が上記と異なりますので、ご注意ください。

■出願書類

出願に必要な書類は下記のとおりです(1～5についてはコピー不可)。法学未修者コースと法学既修者コースに併願する場合は、それぞれに出願書類が必要です。

法学既修者コース6科目入試と学部3年生4科目入試に併願する場合は、出願書類は共通です。

出 願 書 類		
1. 入学志願票(願書)	必 須	所定の入学志願票(願書)に必要な事項を記入して提出してください。
2. 適性試験成績票	必 須	適性試験管理委員会が実施する「2017年法科大学院全国統一適性試験」の成績証明カードを提出してください。
3. 大学卒業(見込)証明書	必 須	出身大学の卒業(見込)証明書を提出してください。
4. 成績証明書(学部)	必 須	出身大学の学部成績証明書を提出してください。
5. 志願者報告書	必 須	所定の志願者報告書に記入して提出してください。志願者が優れた法曹として社会で活躍するための十分な資質、潜在能力、意欲を備えているかの評価資料として用います(詳細はP.33「選考方法」欄を参照してください)。
6. 特に評価する外国語試験のスコア	一部の者のみ 必須	特色ある人材a(P.33「選考方法」欄を参照してください)としての評価を希望する志願者は提出してください。提出できる言語、試験の種類および点数・級について詳しくは、HPまたは入試要項を参照してください。
7. その他の資料	任 意	上記1～6の出願書類のほかに、志願者報告書の記載内容を裏付ける資料(専門的資格を証明する書面や学術上の著作・論文等)を提出することができます。提出できる資料に特段の制約はありませんが、本入学試験の趣旨を理解したうえで志願者自身の判断により選択してください。なお、外国語能力を証明する書面を「その他の資料」として提出する場合、言語、試験の種類および点数・級に制約はなく、「特に評価する外国語試験のスコア」として認められないものも提出可能です。「特に評価する外国語試験のスコア」として認められるスコアを複数有する者が、「特に評価する外国語試験のスコア」として提出しなかったスコアを提出することも可能です。

■選考方法

法学未修者コース

志願者全員に対し、筆記試験(小論文試験)を行います。

筆記試験の結果および出願時の提出書類に基づいて、下記の方法で選考を行います。ただし、適性試験の成績が一定の水準に達しない者は不合格となります。

評価項目(比重)	内容・評価基準
① 小論文試験(50%)	課題文を読み解く力、自然・社会・文化・人間等に関する問題意識の鋭さ・深さ、着眼点の良さ、論理の明快さ、論旨の説得力、文章の構成力・表現力、語彙の豊かさ、見解の独自性などを総合的に評価します。
② 提出書類(志願者報告書、学部成績など)(30%)	志願者報告書を中心に、学部成績や「その他の資料」も加味して、志願者が優れた法曹として社会で活躍するための十分な資質、潜在能力、意欲を備えているかを評価します。特に、大学等においてどのような問題意識に基づいて学習・研究を行ってきたか、さらに社会人としての経験を有する者についてはどのような経験をし、何を身につけ、それを通して法曹への意欲をどのように育んできたかを重視します。なお、多様なバックグラウンドを持った法曹の養成を促進するという見地から、下記*のような特色のある人材を特に高く評価します(自らが該当すると考える場合には、その根拠を志願者報告書に記載してください)。
③ 適性試験(20%)	適性試験管理委員会が実施する「2017年法科大学院全国統一適性試験」の成績を利用します。

法学既修者コース(6科目入試)

志願者全員に対し、筆記試験(論述式試験：憲法、民法、刑法、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法)を行います。

筆記試験の結果および出願時の提出書類に基づいて、下記の方法で選考を行います。ただし、論述式試験で各科目の成績が法学既修者として要求される最低限の水準に達しない者および適性試験の成績が一定の水準に達しない者は不合格となります。

評価項目(比重)	内容・評価基準
① 論述式試験(80%)	憲法・民法・刑法については、問い(事例を用いた問題など)に対してその解答を文章で論述する形式で、各科目の想定解答時間を50分として出題します。商法・民事訴訟法・刑事訴訟法については、問い(比較的簡潔な事例を用いた問題など)に対してその解答を文章で論述する形式で、各科目の想定解答時間を40分として出題します。商法の出題範囲は、商法総則、商行為法(保険・海商法を除く)、会社法、手形法・小切手法とします。全科目で、本研究科が用意する六法の使用を認めます。法学既修者として要求される基礎的な知識、理解および法的な思考能力を十分に身につけているかを評価します。科目の配点比率は、憲法・民法・刑法各3：商法・民事訴訟法・刑事訴訟法各2とします。
② 提出書類(志願者報告書、学部成績、適性試験の成績など)(20%)	志願者報告書を中心に、学部成績、適性試験の成績や「その他の資料」も加味して、志願者が優れた法曹として社会で活躍するための十分な資質、潜在能力、意欲を備えているかを評価します。特に、大学等においてどのような問題意識に基づいて学習・研究を行ってきたか、さらに社会人としての経験を有する者についてはどのような経験をし、何を身につけ、それを通して法曹への意欲をどのように育んできたかを重視します。なお、多様なバックグラウンドを持った法曹の養成を促進するという見地から、下記*のような特色のある人材を特に高く評価します(自らが該当すると考える場合には、その根拠を志願者報告書に記載してください)。

法学既修者コース(学部3年生4科目入試)

志願者全員に対し、筆記試験(論述式試験：憲法、民法、刑法、商法)を行います。

筆記試験の結果および出願時の提出書類に基づいて、下記の方法で選考を行います。ただし、論述式試験で各科目の成績が法学既修者として要求される最低限の水準に達しない者および適性試験の成績が一定の水準に達しない場合は不合格となります。

評価項目(比重)	内容・評価基準
① 論述式試験(80%)	憲法・民法・刑法については、問い(事例を用いた問題など)に対してその解答を文章で論述する形式で、各科目の想定解答時間を50分として出題します。商法については、問い(比較的簡潔な事例を用いた問題など)に対してその解答を文章で論述する形式で、想定解答時間を40分として出題します。商法の出題範囲は、商法総則、商行為法(保険・海商法を除く)、会社法、手形法・小切手法とします。全科目で、本研究科が用意する六法の使用を認めます。上記の4科目について、法学既修者として要求される基礎的な知識、理解および法的な思考能力を十分に身につけているかを評価します。科目の配点比率は、憲法・民法・刑法各3：商法2とします。
② 提出書類(志願者報告書、学部成績、適性試験の成績など)(20%)	志願者報告書を中心に、学部成績、適性試験の成績や「その他の資料」も加味して、志願者が優れた法曹として社会で活躍するための十分な資質、潜在能力、意欲を備えているかを評価します。特に、大学等においてどのような問題意識に基づいて学習・研究を行ってきたか、さらに社会人としての経験を有する者についてはどのような経験をし、何を身につけ、それを通して法曹への意欲をどのように育んできたかを重視します。なお、多様なバックグラウンドを持った法曹の養成を促進するという見地から、下記*のような特色のある人材を特に高く評価します(自らが該当すると考える場合には、その根拠を志願者報告書に記載してください)。

*多様なバックグラウンドを持った法曹の養成を促進するという見地から特に高く評価される特色ある人材

- 優れた外国語能力を有し、将来は、グローバルに活躍する法曹を目指している者
- 理科系の学部・大学院を卒業・修了した者(見込み者も含む。)で、将来、その知識を活かして、学際的・先端的な法分野で活躍する法曹を目指している者
- 成績優秀者として在学期間を短縮して学部を早期に卒業する見込み者または中途退学(飛び級)の見込み者で、当該学部において、特定の外国語や国際的な教養、人文科学・社会科学の特定の分野について、インテンシブな教育を受け、特筆すべき素養を有する者
- 特定の分野で豊富な社会人経験を有し、将来、その経験を活かして、特定の法律分野に秀でたスペシャリストとしての法曹を目指す者

奨学制度 さまざまな奨学制度で就学をサポート

① 奨学金 奨学金には、返済不要の「給付」と、卒業後に返済する「貸与」があります。

■慶應義塾大学独自の奨学金【給付】
すべて返還する必要がない給付の奨学金です。同窓会組織「三田会」や篤志家の方々による指定寄付奨学金や、慶應義塾大学修学支援奨学金などがあります。

■日本学生支援機構奨学金【貸与】
第一種奨学金(無利子)と第二種奨学金(有利子)があります。第一種奨学金については、在学中に特に優れた業績を上げたと認められた場合、貸与期間終了時に奨学金の全部または一部が免除される制度があります。

■民間団体・地方公共団体奨学金【給付・貸与】
財団法人、公益法人、企業、地方公共団体等による奨学金です。

②教育ローン制度

■慶應義塾大学教育ローン制度
提携先金融機関から学費を借り入れる学費ローンです。融資条件等は金融機関によって異なり、また、申請は大学を通さず直接金融機関で行っていただけます。

③法務研究科奨学給付制度

入学試験成績優秀者に対して、授業料を全額免除します。2年日以降は、前年次の成績により継続可能です。

④教育訓練給付金「専門実践教育訓練講座」(厚生労働大臣指定)について

概要、申請手続等の詳細はハローワークのWebサイトをご覧ください。(現在のところ、9月入学者は適用外)

*①、②の詳細については、本学Webサイト(<https://www.keio.ac.jp/ja/student-life/scholarships.html>)または学生部福利厚生支援担当(03-5427-1570)までお問い合わせください。

*③の詳細については、学生部法務研究科担当(03-5427-1778)までお問い合わせください。



<http://www.ls.keio.ac.jp/>

最新情報は随時ホームページで発表します。

慶應義塾大学大学院法務研究科

〒108-8345 東京都港区三田2-15-45

教務に関するお問い合わせ

Tel:03-5427-1778

e-mail:lawjm@info.keio.ac.jp

入試に関するお問い合わせ

Tel:03-5427-1609

e-mail:ls_admissions@info.keio.ac.jp